

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊守山駐屯地
第408会計隊契約班長 渡辺 康祐

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QH41KK00090		5RQM1A00005 0001					
品名 または 件名							
空気調和設備点検保守等役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
守山駐業			守山駐業管理科				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
守山駐屯地構内			令和8年3月31日（火）				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
仕様書及び入札心得等については、会計隊事務室に掲示する。
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所 ： 令和7年5月9日（金）8時30分 第408会計隊商議室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

※守山駐屯地において、郵便局は午後1回の配達のため
郵便入札する場合については、到着日に注意し発送をお願いします。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名:	品名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	備考
	空調調和設備点検保守等 役務	仕様書のとおり			7.5.9 ～ 8.3.31	守山駐屯地 構内	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」においてA,B,C,D級の競争参加資格を有する者。
※令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中であることを確認できるものを提出(FAX可)
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
役務請負契約条項
- (2) 特約条項
ア 談合等の不正行為に関する特約条項
イ 暴力団排除に関する特約条項

4 競争入札執行の日時及び場所

令和7年5月9日(金)08時30分 第408会計隊商議室

5 入札参加手続き

入札に参加を希望する者は、令和7年4月21日(月)17時までに入札に関する受付手続き(連絡先・参加案件通知)を完了すること。この際、資格審査結果通知書の写しを提出すること。(初回のみ提出・FAX送信可)

6 落札者の決定方法(消費税相当額含まない)【総額】

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。同価の場合は抽選により決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札書には消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札及び契約条件

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約書については、契約金額が50万円以上については契約書を作成する

9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 電信電話及びFAXによる入札
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (4) 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

10 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札の場合は、電話にて事前に連絡するとともに便着の確認を契約班に必ず実施すること。

また、件名を記載した封筒に入札書を入れて封印し、期日までに第408会計隊契約班に必着させること。
入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施し、再度入札となった場合は別途連絡する。

- (2) 到着期日 令和7年5月8日(木)17時00分まで
- (3) 手段 書留郵便・使送等の手段を用い、確実に期日までに到着するよう留意すること。
- (4) 送付先

〒463-0067 名古屋市守山区守山3-12-1

陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班 担当：氣仙(きせん)

052-791-2191 内線(4347) FAX 052-791-2379 (直通)

本公告は、陸上自衛隊守山駐屯地 会計隊

中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

現地訪問受付票

入札件名	空気調和設備点検保守等役務	入札日時	令和7年5月9日(金)08時30分
住 所	TEL: FAX:		
会社名			
担当者(氏名)			

・管理部署と希望日時の調整を行いますので3日間の希望日時を列挙して下さい。
調整後、対応可能な日時を選択させていただきます。30分程度の対応となります。

※対応可能日:4月7日～4月23日の間(土日を除く)

回答チェック欄	希望参加日	集合場所	備考
	令和7年 月 日 () : ~	会計隊 事務室前	
	令和7年 月 日 () : ~		
	令和7年 月 日 () : ~		

入札書

担当：氣仙

調達要求番号	5RQM1A00005	契約実施計画番号	5QH41KK00090
--------	-------------	----------	--------------

金額¥ (税抜)

※送料等諸雑費を含めた金額で見積をお願いします。

品名	規格	単位	数量	単価	金額
空気調和設備 点検保守等役務	仕様書のとおり	ST	1		
履行場所	守山駐屯地構内		履行期間	契約日 ~ 令和8年3月31日	
入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊守山駐屯地

第408会計隊長 小見 義則 殿

住所
会社名
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

市価調査表

担当：氣仙

調達要求番号	5RQM1A00005	契約実施計画番号	5QH41KK00090
--------	-------------	----------	--------------

金額¥

(税抜)

市価調査提出期限
令和7年5月2日

※送料等諸雑費を含めた金額で見積をお願いします。

FAX等で提出をお願いします。

品名	規格	単位	数量	単価	金額
空調和設備点検保守等役務	仕様書のとおり	ST	1		
※下記へ内訳項目を記載していただくか、別紙にての添付をお願いいたします。					
履行場所	守山駐屯地構内	履行期間	契約日 ~ 令和8年3月31日		
入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条
項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」
に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊守山駐屯地
第408会計隊長 和田 善晃 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
代 表 者 電 話 番 号
担 当 者 氏 名
担 当 者 電 話 番 号

空 気 調 和 設 備 点 検 保 守 等 役 務

陸上自衛隊守山駐屯地業務隊

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空 気 調 和 設 備 点 検 保 守 等 役 務				図面番号	1 / 2 2
図面名称	表 紙				縮 尺	
業 務 隊 長	管理科長	営繕班長	ボイラ-係長	電気係長		担 当
						
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊					作成年月	R7.2

特記仕様書

- 1 役務件名 空気調和設備点検保守等役務
- 2 役務場所 愛知県名古屋守山区守山3-12-1 陸上自衛隊守山駐屯地内
- 3 工 期 契約締結日から令和7年3月31日まで（細部実施日時は官側の指示に従うこと）

【冷房保守・フロン法定期点検検査完了】

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間は冷房運転の不具合等が発生した際の点検保守期間とする

【暖房切替（シーズンオフ、暖房イン）点検保守完了】

令和7年10月1日から11月30日まで（※但し、冷房オフ点検保守完了後から令和7年3月31日までの間は瑕疵担保期間とする）

（※但し、97号建物については冷房保守のみの実施とする。）
- 4 役務概要 庁舎等空調設備点検・保守等 一式

5 一般事項	
項 目	内 容
(1) 総則	・ 本役務は、特記仕様書及び図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」や各対象機器メーカーメンテナンス要領、監督職員指示等に基づくものとし、特記等記載無き事項と言えども、技術的に機器本来の能力が十分に発揮するため必要な作業等は、請負者において、適正かつ確実に実施するものとする。
(2) 目的	・ 本仕様書等は、陸上自衛隊守山駐屯地の庁舎等における、空調設備等の点検保守等の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に実施することを目的とする。
(3) 軽微な変更等における協議	・ 本役務において、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合や設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し必要な措置を講ずること。 なお、軽微な設計変更等において、数量の幾分増による請負金額及び契約工期の変更は原則行わない。
(4) 役務提出書類	・ 本役務実施に際し、官側が求める役務提出書類（着手届、現場代理人等設定通知、工程表等々）を速やかに作成し、定められた提出期限までに必要部数を添えて官側に提出すること。
(5) 役務管理	ア 請負業者は、契約締結後、速やかに当該役務従事者の中から現場代理人等を選任すること。 イ 現場代理人等の職務は、仕様書、その他関係図書や法令等により業務の目的、内容等を十分理解して業務を実施すると共に、監督職員との連絡及び綿密な調整を行うものとする。 ウ 設計図書に適合する役務目的物を完成させるために、点検保守管理体制を確立し、品質、工程、安全等の役務管理を行うこと。また、役務に携わる下請負人に、役務関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底すること。 エ 本役務の点検等・保守作業に必要な消耗部品又は材料、油脂等は請負業者の負担とする。

5 一般事項	
項 目	内 容
	オ 点検・保守に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。 カ 請負業者は、当該役務の点検・保守に該当する関係法令等を遵守し、役務の円滑な推進を図ること。
(6) 危険物などの取り扱い等	・ 作業等に際し、不必要に危険物や火気等使用しないこと。使用する場合は、事前に監督職員に報告し承諾を得ることとし、関係法令等に基づき請負者に責において管理、使用すること。
(7) 養生・後片付け	・ 本役務においては、役務対象外の建物や工作物、役務完了済みの設備等については汚損や損傷等を与えないよう適切に養生等を講ずること。また役務完了後、後片付けや清掃等も適正に実施すること。 万が一、損傷や汚損等が発生した場合は、請負業者の責任において現状回復や官側が求める補償等負うものとする。
(8) 施設等の立入	・ 本役務においては、役務対象外の施設や室等への立ち入りを禁止する。また、役務対象施設や室において、日程等の調整や官側の立会が必要な場所は、事前に調整し官側の指示に従うこと。また、立ち入り禁止施設等での写真撮影も禁止するものとする。
(9) 安全管理等	ア 役務の点検等・保守の実施に当たっては、常に整理整頓等を行い、危険な場所や業務を行う場所には、必要な安全措置を講じ事故防止に努めること。 イ 本役務において、事故等発生した場合には必要な処置を速やかに講ずるとともに、監督職員等に報告、指示を受けること。また必要により図示等による説明を行うものとする。
(10) 作業時間等	・ 本役務の作業時間は08:15から17:00までの間とし、土曜、日曜、祝祭日等は原則、作業不能日と見込んでいる。ただし、作業の進捗等により作業不能日における作業の実施等必要な場合は、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。
(11) 光熱等	・ 本役務に必要な電気、水道、ガス等は、原則、請負業者において準備すること。また官側の電気や水道等の使用の申し出がある場合は、監督職員の承諾を受け、事前に必要な書類を提出及び仮設メーター設置等必要な処置を講じて使用するものとする。なお、その際の使用に係る使用料については、官側の算定要領に基づき請求された金額を、会計当局から示された期日までに支払いすること。
(12) 役務写真	・ 本役務は作業前、作業中、作業後、隠蔽となる部分、その他監督職員が指示を受けた事項について、漏れなく撮影し、工事写真帳（カラーサービスL版）に整頓整理の上、1部官側へ提出すること。

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	特記仕様書	図面番号	2/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	

5 一般事項	
項 目	内 容
(12) 役務写真	なお、作業中においては、点検保守及び定期点検検査項目の実施詳細状況が確認できるように撮影、記録すること。

6 特記事項	
項 目	内 容
(1) 点検保守・定期点検検査・報告	ア 本役務は、関係建物に設置、使用される空調設備等について別表及び特記仕様書、関係図書、メーカー整備要領に基づき、適正かつ的確に実施し、機器本来の機能や能力が十分発揮できるよう点検保守すること。なお、点検保守結果は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き」及びメーカー整備報告書に基づき作成し、官側へ作業終了後速やかに提出すること。 イ 本役務の作業従事者等は、点検・保守、法定定期点検検査の内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとし、業務従事者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行い、且つ資格証等を官側に提出するものとする。 ウ 官側は、業務従事者等の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、請負業者は速やかに業務に支障を来たさないように必要な措置を講じなければならない。 エ 点検保守や法定定期点検検査作業中や瑕疵担保期間における役務対象機器の不具合、故障等の際は、速やかに現場を確認し、必要な措置を実施するとともに、原因を究明し対策等に関する報告を書面等にて監督職員に報告すること。また対策等において軽微なものについては請負者に責任において的確に処置すること。 オ 冷房イン・オフ点検及び暖房オン点検等保守結果については、点検保守等作業終了後速やかに報告書を監督職員へ必要部数を添えて提出すること。なお、点検保守等後、不具合等に対する臨時の点検・保守については、点検等保守作業終了後5日以内に報告書等を監督職員に必要部数添えて提出すること。 カ 本役務実施に関する日程等については、契約締結後速やかに監督職員と調整し、遅延なく円滑に役務作業の実施を図ること。 キ 給気塔については、フィルターの点検及び清掃を実施すること。（イン・オフ） ク 吸収式冷凍機の点検保守、フロン定期点検検査については、各機器メーカー技術者により、建築保全共通仕様書等に基づき実施すること。 吸収式冷凍機は、窒素ガス封入処置を講じていることから、冷房イン点検保守時は、安全かつ機器本体損傷を与えないよう開放し、冷房オフ点検保守時には、窒素ガスを適量封入処置を講ずること。 ケ 冷暖房切替時は、蒸気バルブ及び冷温水バルブの切替を実施すること。但し、97号建物の空気調和機は除外とする。

項 目	内 容
	ケ 吸収式冷凍機及び蒸気吹き式冷温水機の真空引き作業は冷房切替点検時及び8月上旬頃に各1回、抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気すること。 但し、127号建物の吸収式冷凍機は上記作業対象から除外とする。 コ 冷却水等のPHや電気伝導率、吸収液の濃度分析を実施し、結果を報告書とあわせて提出すること。（冷却水等は該当設備を有する建物は実施、吸収液分析は、97号建物以外） サ チリングユニットの圧力計や安全弁は、作動圧力等の試験を実施し、結果を報告書とあわせて提出すること。 シ 冷却塔本体や配管の清掃は、ブラシや高圧洗浄機を用いて、底面や側面、散水槽、散水板、充填材等を適圧において洗浄すること。 ス 点検保守に関する作業やフロン定期点検検査に関する作業について、監督職員等から、実施状況の確認立会い等指示を受けた場合は、確実に従い、保全共通仕様書等実施漏れ等なきよう適切に行うこと。また官側未確認や実施不明瞭と官側が判断した場合は、再度点検保守等実施するものとする。
(2) 点検保守等対象機器	・ 本役務対象の点検保守機器は別図参照のものとし、各機器に付属するものを含むものとする。また、個別空調設備については室内外セットとし、双方が一体として能力発揮するよう点検保守等すること。 ※マルチエアコンはユニット形空気調和機、コンパクト形空気調和機の項目適用
(3) 仮設足場	・ 本役務においては必要な足場（脚立足場等）は、請負業者の責において関係法令に基づき準備、使用すること。
(4) 養生後片付け	ア 本役務においては既存施設部分や役務目的物の作業済部分等は汚損等しないよう適正な養生を行うこと。また、当該役務の完了に際しては清掃を適切に行うものとする。 なお、自衛隊施設において汚損や損傷等が発生した場合には、請負業者の責任において原状回復等必要な補償を行うこととする。 イ 97号建物及び107号建物の空調設備定期点検等・保守作業を実施する場合については、良好かつ適切な衛生状態の服装等に留意して作業を実施すること。
(5) 役務完了検査	・ 本役務は冷房イン、オフ及び暖房イン各点検・保守終了後、請負業者は必要な書類を速やかに揃え、現場代理人等立会いの上、検査官の検査を受けること。なお、検査において不備等の是正等指摘された場合は再度検査を実施する。各完了検査は、検査官の合格をもって業務完了とする。

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	特 記 仕 様 書	図面番号	3 / 2 2
陸 上 自 衛 隊 守 山 駐 屯 地 業 務 隊		縮 尺	

チリングユニット					
1基礎・固定部	① き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ベルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	(5) 熱交換状況	① 冷媒の液温、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。	(4) 制御	① 蒸気圧力調整弁が設定温度で段階的に作動することを確認する。
2外観の状況	① 防食、変形、破損等劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。	(6) 制御	① 温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で確実に作動することを確認する。	(5) 熱源	① 供給蒸気の1次圧力が、規定の許容範囲内にあることを確認する。
3電気系統		冷媒：R 1 2 <HCFC-22、HFC-134a>又はR 2 2 <>は代替フロン		(6) 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度と出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定その値が許容範囲内にあることを確認する。 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却塔の汚れの有無を点検する。
(1) 操作及び動力回路	① 絶縁抵抗を測定し、その値が1 M Ω以上であることを確認する。 ② 緩み、変色及び破損の有無を点検する。緩みのある場合は増締めする。	1基礎・固定部	① き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。緩みがあった場合は増締めする。	8真空気密	
(2) 端子	① 温度の異常の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その値が1 M Ω以上であることを確認する。	2外観の状況		(1) 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異音がなく抽気能力に異常がないことを確認する。 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。ベルトの張りが不良の場合は、調整する。
(3) クランクケースヒーター	① 異物の付着、緩み及び変形の有無を点検するとともに清掃する。緩み又は変形がある場合は増締め又は補修する。	(1) 本体及び付属	① 腐食、変形、破損等劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。	(2) 抽気系統	① 抽気用弁を手動で全開したとき、真空計の変化から確実に開通していることを確認する。閉塞が認められる場合は、分解して点検する。
(4) 盤	① 接点荒れの有無、異音の有無を点検する。	(2) 温度計及び圧力計	① 計装部品の損傷及び脱落の有無を点検する。 ② 安全弁の漏れの有無及び作動の良否を点検する。安全弁の作動試験をする。	(3) リーク試験	① 抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。
(5) 電磁開閉器	① 異常音及び劣化の有無を点検する。	3冷水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値に有ることを確認する。規定値にない場合は調整する。 ② 冷温水及び冷却推計の各水室部に、水漏れがないことを確認する。水漏れがある場合は補修する。	(4) パラジウムセルユニット	① パラジウムセル部の焼損及び劣化度を、確認する。
4圧力計及び安全弁	① 圧力計の指示の狂い及び破損の有無を、点検する。 ② 安全弁の漏れの有無及び作動の良否を、点検する。安全弁の作動試験をする。	4気密確認	① シーズンオフ点検時の機内圧力降下の有無を点検する。	9冷媒及び吸収剤	① 攪拌（かくはん）した溶液を適量採取、腐食防止濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ②溶液に汚れがないことを確認する。
5冷媒系統	① ガス漏れの有無を点検する。 ② 配管の損傷、接触、磨耗、腐食、へこみ等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は、補修する。	5真空引き	① シーズンイン及び8月上旬頃に各1回、抽気ポンプを用いて所定の圧力まで抽気する。	パッケージ形空調和機（電気駆動形）（水冷式）	
6潤滑油系統	① 油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。汚れが著しい場合は交換する。油量不足の場合は補充する。	6電気系統		1基礎・固定部	① き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトのゆるみを点検する。緩みがある場合は、増締めする。
7水系統	① 漏れの有無を点検する。漏れがある場合は、補修する。 ② 弁の開閉の良否を点検する。	(1) 絶縁抵抗	① 操作回路、密閉ポンプ、抽気ポンプ等の絶縁抵抗を5 0 0 Vの絶縁抵抗計を用いて測定し、その値が1 M Ω以上であることを確認する。ただし、電圧回路（2 4 V）以下は除外する。	2外観の状況	① 腐食、変形、破損等劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。
8保安装置		(2) 端子	① 緩み、変色及び破損の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	3冷房切替 ※冷暖房兼用の場合	① 温水又は上記ヒータの水抜きを確実にを行い、これらに係る上弁の開閉の良否を点検すると共に電気ヒーター及び蒸発式加湿器の電源遮断を確実に行う。
(1) 圧力開閉器	① 設定値で作動することを確認する。	(3) タイマー	① 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。作動不良の場合は調整する。	4排水系統	
(2) 吐出ガス温度サーモ	① 作動の良否を点検する。	(4) サーマルリレー	① キヤンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの設定値を確認する。	(1) ドレンパン	① 汚れ及び発錆、腐食等の有無を点検する。汚れがある場合又は劣化が軽微な場合は、清掃又は補修する。
(3) 断水リレー	① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整。	(5) 電極棒	① 電極棒の機能を調査する。必要に応じて電極棒を抜き取り、き裂又は折損の有無を点検する。	(2) ドレン排水	① 本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認する。支障がある場合は、清掃する。
(4) インターロック	① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整。	7保安装置		5電気系統	
(5) 冷水凍結防止サーモ	① 作動の良否を点検する。	(1) 保護スイッチ	① 冷水過冷却及び断水、液面リレー及び高压再生器圧力その他のスイッチの作動（実作動が困難な場合は擬似回路による）良否を点検する。による）良否を点検する。作動不良の場合は、調整する。	(1) 操作及び動力回路	① 絶縁抵抗を測定し、その値が1 M Ω以上でああことを確認する。
(6) 可溶栓	① 変形、破損等の有無を点検する。	(2) 主電源電圧及び電流	① 運転時に、主電源電圧変動が定格の± 1 0 %にあることを確認する。 ② 運転電流が1 1 0 %以下であることを確認する。	(2) 端子	① 緩み、変色及び破損の有無を点検する。緩みのある場合は、増締めする。
9運転調整		(3) 電源機	① 電動機の回転方向が、正回転であることを確認する。	(3) 操作盤	① 汚れ及び異物の付着、緩み又は変形がある場合は、清掃、増締め又は調整する。
(1) 音及び振動	① 異常のないことを確認する。	役務関係者以外不許複製禁止			
(2) 主電源電圧及び電流	① 主電源の変動が運転時に定格の± 1 0 %以内にあることを確認する。 ② 主電源及び圧縮機電流が定格の1 1 0 %以下にあることを確認する。				
(3) 冷媒ガス	① 高压側及び低压側の圧力、温度等の冷媒ガスの形態を把握するのに必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを確認する。少ない場合は充填する。				
(4) 冷凍機油	① 油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。				
		役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
		図面名称	特記仕様書（点検・保守内容）	図面番号	4 / 2 2
		陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	

(4) クランクケース ヒーター	① 通電、発熱状態の異常の有無を点検する。 長期間休止の場合は通電停止する。
6 暖房切替 ※冷暖房兼用の場合	① 温水蒸気ヒーター、過失給水等の止弁の開閉を確認すると共に電気ヒーターや加湿器の電源投入並びに自動制御機器の切替え、作動確認を確実に行う。
7 送風機	
(1) Vベルト	① 緩み、き裂及び磨耗等の劣化の有無を点検する。緩みがある場合は、調整する。
(2) 軸受け	① 音、振動等の異常の有無を点検する。給油不足の場合は補充する。
(3) シロッコファン	① 汚れ及び破損等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。
(4) 電動機	① 回転方向が正回転であることを確認する。
8 エアフィルター	
(1) ろ材	① 詰まり及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れや劣化が軽微な場合は、清掃、補修する。
(2) 枠	① 変形及び腐食等劣化の有無を点検する。
9 冷媒系統	① ガス漏れの有無を点検する。 ② 配管の損傷等の有無を点検する。劣化が軽微な場合は、清掃又は補修する。
10 熱交換器	① ファンコイル、凝縮器の汚れ及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。
11 加湿器	① 汚れ及び損傷等の劣化の有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。
12 保安装置	
(1) インターロック	① 冷却水ポンプ接点、フロースイッチ接点作動の良否を点検。作動不良の場合は調整する。 ② 電気ヒーターの場合、通電は送風運転と連動し確実に作動するか点検する。作動不良の場合調整修理する。
(2) 圧力開閉器	① 高低圧開閉器の設定値での動作の良否を点検する。作動不良の場合は、調整する。
(3) 安全弁	① ガス漏れや変形がないことを確認する。 ② 安全弁の漏れの有無及び作動の良否を点検する。安全弁の作動試験をする。
(4) 可溶栓	① ガス漏れ等のないことを確認する。
(5) 温度ヒューズ	① 溶断や変形、変色の有無を点検する。不具合がある場合は、交換する。
(6) 過熱防止器	① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整又は交換する。
(7) 圧力計	① 圧力計の精度を点検する。指示ずれの場合は調整する。
13 自動制御機器	① 温度調整器、湿度調整器、タイマー制御、容量制御等が設定値で作動することを確認する。
14 運転調整	
(1) 電源電圧	① 供給電源電圧に異常のないことを確認する。 ② 運転時の電圧変動が定格の±10%以内にあることを確認する。
(2) 運転電流	① 主電源及び圧縮機電流が定格の110%以下にあることを確認する。 ② 送風機の電流に異常がないことを確認する。 ③ 電気ヒーターの電流が定格値にあることを確認する。

(3) 冷凍機油	④ 加湿器の電流に異常がないことを確認する。 ① 汚損劣化及び油量の適否を点検する。
(4) 熱交換状況	① 冷媒の液音、冷却水や温水及び吹出し空気の温度等を点検し、熱交換状況が正常なことを確認する。
(5) 音、振動	① 異常のないことを確認する。
法令冷凍能力：53.2t	
冷媒：R12<HCFC-22、HFC-134a>又はR22	
冷却塔	
1 基礎	① き裂、沈下等の異常の有無を確認する。 ② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を、点検する。緩みがある場合は、増締めする。 ③ 防振装置の損傷等の劣化の有無を点検する。 ④ 防振装置のストッパーの緩み及び劣化の有無を点検する。
2 塔本体	
(1) ケーシング	① 損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は、清掃する。
(2) 散水装置	① 損傷、変形、錆及び汚れの有無を点検する。汚れが著しい場合は、清掃する。 ② 散水穴の目詰まりの有無を点検する。目詰まりが軽微な場合は洗浄する。 ③ 散水管の回転が円滑であることを確認する。当たり又は緩み等劣化がある場合は調整する。
(3) 熱交換器 (密閉型に限る)	① 破損、変形又は目詰まりの有無を点検する。損傷が軽微な場合は、補修する。
(4) エリミネーター	① 破損、変形又は目詰まりの有無を点検する。損傷が軽微な場合は、補修する。
(5) ルーバー	① 破損、変形又は目詰まりの有無を点検する。損傷が軽微な場合は、補修する。
(6) 充填剤	① スケール等の異物の付着状況を点検する。 ② 目詰まりの有無を点検する。 ③ 座屈、変形等の劣化の有無を点検する。
(7) 骨組み及び脚	① 損傷、変形及び腐食等、劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場所は、補修する。
(8) はしご及び点検扉	① 損傷、変形及び腐食等、劣化の有無を点検する。
3 水槽	
(1) 本体	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検する。汚れがある場合は、清掃する。 ② 水漏れがないことを確認する。 ③ 水位が規定の位置にあることを確認する。規定の位置にない場合は調整する。
(2) 給水装置	① ボールタップ等が、確実に作動することを確認する。作動不良の場合は、調整する。 ② 自動ブロー装置が確実に作動することを確認する。作動不良の場合は、調整する。
(3) ストレーナー	① 目詰まり及び損傷等の劣化の有無を、点検する。目詰まりがある場合は、清掃する。
(4) フレキシブルジョイント	① 接合部の緩み、腐食等の有無を点検する。
(5) 薬注ポンプ	① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は、調整する。

4 送風機	
(1) 羽根車	① 損傷、腐食等の劣化及び汚れの有無を、点検する。汚れが著しい場合は、清掃する。 ② 回転に支障ないことを確認する。支障がある場合は、調整する。
(2) ファンケーシング	① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は、補修する。
(3) 軸受け	① 軸が円滑に回転することを確認する。 ② 油量の適否を点検する。油量不足の場合は、補充する。
(4) 電動機	① 損傷、腐食等の劣化の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。
(5) ベルト	① 張り具合の適否を点検する。張り具合が適正でない場合は、調整する。 ② 損傷及び磨耗の有無を点検する。
(6) プーリー	① 損傷及び磨耗等、劣化の有無を点検する。
(7) 潤滑油	① 油量の適否を点検する。油量不足の場合は、補充する。
5 散水ポンプ (密閉型に限る)	
(1) 本体	① 汚れ、損傷または腐食等の劣化の有無を、点検する。汚れがある場合は、清掃する。
(2) 電動機	① 損傷、磨耗等の劣化の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 絶縁抵抗値を測定し、その値が1MΩ以上にあることを確認する。
6 凍結防止装置	① サーモスタットが設定値で確実に作動することを確認する。作動不良の場合は、調整する。 ② ヒーターの作動電源が定量電流以下にあることを確認する。 ③ 絶縁抵抗値を測定し、その値が1MΩ以上にあることを確認する。
7 運転調整	① 電動機の回転方向が正回転であることを確認する。 ② 音及び振動に異常がないことを確認する。 ③ 電源電圧の変動が定格の±10%以内にあることを確認する。 ④ 運転電流が、定格値以下にあることを確認する。 ⑤ 散水管の回転数が、許容範囲内にあることを確認する。 ⑥ 散水が均一に分散していることを確認する。 ⑦ 水槽の水位が運転前、運転後の状態で正しいか確認する。

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名

空気調和設備点検保守等役務

図面名称

特記仕様書（点検・保守内容）

図面番号

5/22

陸上自衛隊守山駐屯地業務隊

縮 尺

ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機	
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。緩みがある場合は、増締めする。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。
2 外観の状況	
(1) 本体	① 腐食、変形又は破損等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は、補修する。
(2) 保温・吸音材	① 破損の有無を点検する。破損が軽微な場合は補修する。
3 送風機	
(1) ファンライナ	① 汚れ、発錆又は腐食等の有無を点検する。汚れがある場合、また劣化が軽微な場合は、補修する。 ② 回転バランスの良否を点検する。不具合がある場合は、調整する。
(2) シャフト	① 汚れ、発錆又は磨耗等の有無を点検する。
(3) ベルト	① 緩み、磨耗及び損傷等、劣化の有無を点検する。緩みがある場合は、調整する。
(4) プーリー	① 磨耗等の有無を点検する。
(5) 軸受け	① 音、振動等の異常の有無を点検する。給油不足の場合は、グリース給油する。
(6) カップリング	① 磨耗、損傷等の有無を点検する。
(7) 電動機	① 絶縁抵抗値を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。 ② 回転方向が正回転であることを確認する。 ③ モーター表面温度の異常の有無を点検する。 ④ 電流が定格値内であることを確認する。
4 熱交換器	① 冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食又は、損傷等の劣化の有無を確認する。汚損等がある場合、劣化が軽微な場合は、清掃又は補修する。
5 加湿器	① 加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。詰まりがある場合は、補修する。 ② 噴霧ポンプ作動の良否を点検する。作動不良場合は、調整する。
6 エリミネータ	① 詰まりや腐食の有無を点検する。詰まりがある場合は、洗浄する。
7 排水系統	
(1) ドレンパン	① 汚れ、発錆又は腐食等の有無を点検する。汚れがある場合、劣化が軽微な場合は、清掃又は補修する。
(2) ドレン排水	① 本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを、確認する。支障がある場合は、清掃する。
8 エアフィルター	
(1) ろ材	① 詰まり又は損傷等、劣化の有無を点検する。詰まりがある場合は、清掃する。
(2) 枠	① 破損等の劣化の有無を点検する。
9 過湿状態点検ランプ	① 点灯することを確認する。球切れの場合は交換する。
ポンプ	
1 基礎・固定部	① 固定金具の劣化、固定ベルトの緩みを点検する。緩みがある場合は、増締めする。

	② 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。
2 本体	① 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。 ② 軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。 ③ 軸継手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。 ④ 主電源電圧の変動が運転時に定格の±10％以内であることを確認する。 ⑤ 運転電流が定格値以下を確認する。 ⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。 ⑦ 受水タンク内の真空及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する（真空給水ポンプユニットに限る）。
3 電動機	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 回転方向が正回転であることを確認する。 ④ 絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。
4 制御機器 (真空給水ポンプ)	
(1) 制御盤	① 電磁開閉器の接点劣化の有無を点検する。 ② 表示ランプの点灯の良否を点検する。
(2) 真空開閉器、 水位開閉器	① 作動の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。
5 フード弁及び逆止弁	① 開閉状態の良否を点検する。開閉不良の場合は清掃又は調整する。
6 圧力計、連成計又は 真空計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 指示値に狂いがないことを確認する。狂いが著しい場合は、調整する。
空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプユニット、 オイルポンプ適用	
ファンコイルユニット	
1 外観の状況	
(1) 本体	① 腐食、変形、破損等劣化の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する。
(2) 保温材・吸音材	① 損傷、脱落の有無を点検する。
(3) 吹出口	① 汚れ、破損等の有無を点検する。
2 送風機	
(1) 羽根車	① 汚れ、錆又は腐食、変形等の有無を点検する。 ② フィンの汚れ、目詰まりの有無を点検する。
(2) 電動機	① 異常音、異常振動等の有無を点検する。
3 熱交換器	① 冷温水コイルの破損、腐食の有無を点検する。 ② フィンの汚れ及び目詰まりの有無を点検する。

4 排水系統	
(1) ドレンパン	① 汚れ、錆及び防食等の有無を点検する。
(2) ドレン排水	① 本体のどれん排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。
5 エアフィルター	
(1) ろ材	① 汚れ、破損等の有無を点検する。
(2) 枠	① 変形、腐食等の有無を点検する。
6 電装部品	
(1) 電気配線	① 損傷、過熱等の有無を点検する。
(2) 接続端子	① 接続端子の緩みの有無を点検する。
(3) 操作スイッチ、 運転表示灯	① 損傷、破損等の有無を点検する。 ② 表示灯の点検状態を点検する。 ③ 風量切替え等の作動の良否を点検する。
7 弁類	① 損傷、破損の有無を点検する。 ② エア抜き弁、ドレン抜き弁の良否を点検。
吸収式冷温水機	
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検する。
2 外観状況	① 腐食、変形、破損等の有無を点検する。
3 動力盤	① 冷房、暖房の切替、作動確認を実施する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上あるか確認する。
4 機内盤及び操作盤	① 作動の良否を点検する。
5 付属弁	① 弁の開閉良否を点検する。
6 冷温水及び冷却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値にあるか確認する。 ② 各水室部に水漏れがないか確認する。 ③ 冷却水系の水抜きを確認する。
7 電気系統	
(1) 絶縁測定	① 操作回路等の絶縁抵抗を500V絶縁抵抗計を用いて測定し、その値が1MΩ以上であるか確認する。
(2) 端子	① 緩み、変色及び破損の有無を点検する。 ② 所定の設定値で作動するか確認する。
8 保安装置	
(1) 保護スイッチ	① 冷水過冷却、断水、液面リレーその他スイッチの作動確認をする。
(2) インターロック	① 冷水及び冷却水ポンプその他のインターロックの作動の良否を点検する。
9 運転調整	
(1) 音及び振動	① 異常の有無を確認する。
(2) 電流及び電圧	① 運転時に主電源電圧の変動が定格以内にあるか確認する。
(3) 温度制御	① 設定温度で確実に作動するか確認する。
(4) 電動機	① 回転方向が正回転であるか確認する。

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	特記仕様書（点検・保守内容）	図面番号	6/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	

(5) 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度と出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度等を測定し、その値が許容範囲内にあるか確認する。 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却塔の汚れの有無を点検する。 ③ スケール付着の有無を点検する。
1 0 真空気密	① 抽気ポンプで機内の不凝縮ガスを採取し、規定値以下にあるか確認する。 ② スケール付着の有無を点検する。
1 1 冷媒及び吸収剤	① 攪拌（かくはん）した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲にあるか確認する。 ② 溶液に汚れがないか確認する。
1 2 真空引き	① シーズンインに1回、抽気ポンプを用いて所定の圧力まで抽気する。
全熱交換器	
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩み等を点検する。
2 外観の状況	
(1) 本体・点検口	① さび、腐食、変形、破損等の有無を点検する。
(2) フィルター	① 詰まり、損傷等の有無を点検する。
(3) 保温材	① 破損の有無を点検する。
3 熱交換器	
(1) 軸受	① 異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 給油の状態を点検する。
(2) エレメント	① 詰まり、損傷等の有無を点検する。 ② 回転バランスの良否を点検する。
(3) エアシール	① 異常摩耗、破損等の有無を点検する。
(4) 駆動装置	① ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無を点検する。
(5) ケーシング	① 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。
4 送風機	
(1) 軸受	① 異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 給油の状態を点検する。
(2) Vベルト	① ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。
(3) ケーシング	① 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。
(4) 羽根車	① 汚れ、さび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ② 回転バランスの良否を点検する。
5 電気系統	
(1) 電源電圧	① 電圧の変動が規定値内にあることを確認する。
(2) 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ② 表面温度の異常の有無を点検する。 ③ 電流が定格値内であることを確認する。 ④ オイルシールの油漏れの有無を点検する。
(3) リレー	① 作動の良否を点検する。
(4) 端子類	① 緩み、変色、溶損等の有無を点検する。

ポンプ	
1 基礎・固定部	① 固定金具の劣化、固定ベルトの緩みを点検する。緩みがある場合は、増締めする。 ② 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。
2 本体外観	① 腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。 ② 軸継手ゴム（ベルト）の損傷等の劣化の有無を点検する。 ③ 軸継手の芯狂いが許容範囲内にあることを確認する。芯狂いが著しい場合は調整する。 ④ 主電源電圧の変動が運転時に定格の±10％以内であることを確認する。 ⑤ 運転電流が定格値以下を確認する。 ⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。 ⑦ 受水タンク内の真空及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する（真空給水ポンプユニットに限る）。
3 電動機	① 腐食及び損傷、発熱の有無を点検する。 ② 円滑に回転することを確認する。 ③ 回転方向が正回転であることを確認する。 ④ 絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。 ⑤ 運転電流を測定値し、その値が定格値以下であることを確認する。 ⑥ 運転時における電圧、電流の変動が規定値内、定格以下であることを確認する。
4 圧力計、連成計又は真空計	① 腐食及び損傷の有無を点検する。 ② 指示値に狂いがいないことを確認する。狂いが著しい場合は、調整する。
空冷ヒートポンプチラー	
1 基礎・固定部	① き裂、沈下等の異常の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化、固定ベルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増締めする。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。
2 外観の状況	① 防食、変形、破損等劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修する。
3 電気系統	
(1) 切替、操作及び回路	① 冷房又は暖房切替スイッチ及び四路切替弁の作動の良否を確認する。 ② 電動機回路、ヒーター回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。
(2) 端子	① 温度の異常の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認する。
(3) クランクケースヒーター	① 異物の付着、緩み及び変形の有無を点検するとともに清掃する。緩み又は変形がある場合は増締め又は補修する。

(4) 盤	① 接点荒れの有無、異音の有無を点検する。
(5) 電磁開閉器	① 異常音及び劣化の有無を点検する。
4 圧力計及び安全弁	① 圧力計の指示の狂い及び破損の有無を、点検する。 ② 安全弁の漏れの有無及び作動の良否を、点検する。安全弁の作動試験をする。
5 冷媒系統	① ガス漏れの有無を点検する。 ② 配管の損傷、接触、磨耗、腐食、へこみ等の劣化の有無を点検する。劣化が軽微の場合は、補修する。
6 潤滑油系統	① 油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。汚れが著しい場合は交換する。油量不足の場合は補充する。
7 水系統	① 漏れの有無を点検する。漏れがある場合は、補修する。 ② 弁の開閉の良否を点検する。
8 保安装置	
(1) 圧力開閉器	① 設定値で作動することを確認する。
(2) 吐出ガス温度サーモ	① 作動の良否を点検する。
(3) 断水リレー	① 作動の良否を点検する。
(4) インターロック	① 作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整。
(5) 冷水凍結防止サーモ	① 作動の良否を点検する。
(6) 可溶栓	① 変形、破損等の有無を点検する。
9 運転調整	
(1) 音及び振動	① 異常のないことを確認する。
(2) 主電源電圧及び電流	① 主電源の変動が運転時に定格の±10％以内にあることを確認する。 ② 主電源及び圧縮機電流が定格の110％以下にあることを確認する。
(3) 冷媒ガス	① 高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの形態を把握するのに必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを確認する。少ない場合は充填する。
(4) 冷凍機油	① 油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを確認する。
(5) 熱交換状況	① 冷媒の液温、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを確認する。
(6) 制御	① 温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で確実に作動することを確認する。
(7) プロペラファン	① 回転方向が正しいことを確認する。
(8) 除霜装置	① 暖房運転時の場合は、作動の良否を確認する。
その他(第1種特定製品(該当機器のみ) フロン排出抑制法定期検査項目等)	
1 第1種特定製品からの異常音、異常振動及びキズの有無についての検査 2 第1種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及び錆その他の劣化、製品及び製品周辺の油漏れや油のにじみの有無、熱交換器への霜の付着や腐食、錆の有無等についての目視による検査 3 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査	

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	特記仕様書（点検・保守内容）	図面番号	7/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	

場所	対象機器		台数	備考	場所	対象機器		台数	備考	場所	対象機器		台数	備考
1号建物	1	吸収式冷凍機			111号建物	1	空冷ヒートポンプチラー			130号建物北	空冷ヒートポンプチラー			
	機械室	川重冷熱工業 ΣTBS-180DN6C	2			屋外	ダイキン UWXY180FBCR ・チラーユニット1台 ・モジュールコントローラー1台	1			ダイキン UWXY180FABR ・チラーユニット5台、タッチパネル1台 ・高機能モジュールコントローラー1台		1	
	2	冷却塔			112号建物	1	パッケージ型空気調和機			138号建物	1	吸収式冷温水機		
	屋外	荏原シンワ SDW-U140ASD	2			機械室	ダイキン SZVYCP775NBR	1			機械室	矢崎 CH-KG30ST	1	
	3	ユニット形空気調和機			127号建物	1	吸収式冷凍機				2	冷却塔		
	機械室	新晃工業 AJ40-HX-BD	1			機械室	川重冷熱工業 NES-210EN6A	1			屋上	荏原 SBW-30ESS	1	
	4	ユニット形空気調和機				2	冷却塔				3	冷却水ポンプ		
	機械室	新晃工業 AJ80-HX-BD	3			屋外	空研工業 SKB-186GS	1			機械室	川本 GEK-656M-4MN3.7	1	
	5	ユニット形空気調和機				3	熱交換器				4	冷温水ポンプ		
	機械室	新晃工業 AJ100-HX-BD	2			機械室	ベルテクノ 450A×1000L	1			機械室	川本 GEK-506M-4MN3.7	1	
	6	ユニット形空気調和機				4	冷却水ポンプ				5	ユニット形空気調和機		
	機械室	新晃工業 AJ125-HX-BD	4			機械室	テラル SJ4-125×100KC615-e	1			機械室	新晃工業 SV-20	1	
	7	ユニット形空気調和機				5	冷水ポンプ				6	全熱交換器(レゴターム)ユニット		
	機械室	新晃工業 AJ150-HX-BD	3			機械室	テラル SJ4-125×100J622H-e	1			日本フロード PABA-130 (PABA-130HINF、PS400N、 MF型#2 ミツ多翼送風機 OA、EAファン等)		1	
	8	渦巻きポンプ 1.5KW				6	温水ポンプ				7	ファンコイルユニット		
	機械室	荏原 32×32FDFP61.5	2			7	真空給水ポンプ				楽譜室	CP-400-B-HT-K	2	
	9	渦巻きポンプ 5.5KW				8	凝縮水ポンプ				8	ビル用マルチエアコン		
	機械室	荏原 80×65FS4H65.5	4			機械室	進栄技研 DT2-II/SD	1			各室	PUHY-P560DMG1	1	
	10	渦巻きポンプ 11KW				9	エアハンドリングユニット(7'~8'系統)				①PLFY-P56BMG1 ×3室 ②PLFY-P36LM-G ×10室			
	機械室	荏原 80×65FS4K611	4			機械室	昭和鉄工 CH-400EK	1			9	空冷ヒートポンプパッケージエアコン		
	11	渦巻きポンプ 45KW				10	エアハンドリングユニット(7'~8'系統)				各室	PUHV-P140DM-E	2	
	機械室	荏原 125×100FS4L645	2			11	エアハンドリングユニット(1Fエントランス)			131号建物	1	空冷ヒートポンプパッケージ		
	12	全熱交換器				12	エアハンドリングユニット(2Fエントランス)				警衛室	日立 RCI-GP112RSHP9	1	
	機械室	三菱電機 LF-200X-60 (PZ-100RFM等)	1			13	エアハンドリングユニット(2F食堂(1))				2	空冷ヒートポンプパッケージ		
	13	給気塔				14	エアハンドリングユニット(2F食堂(2))				仮眠室	日立 RCI-GP50RSHJ9	1	
	屋外		2								3	空冷ヒートポンプパッケージ		
	14	壁掛型ルームエアコン									食堂	日立 RCI-GP40RSHJ9	1	
		日立 RAS-LJ22X (RAS-LJ22X)	1								4	ルームエアコン		
	15	パッケージエアコン									面会所	三菱 MSZ-BXV3622-W-1	1	
		日立 RCID-AP40K (RAS-AP40HVJ)	10								5	パッケージエアコン		
	16	パッケージエアコン									消防班	ダイキン FHCP56EM	1	
		日立 RCID-AP56K (RAS-AP56HVJ)	1								6	パッケージエアコン		
	17	パッケージエアコン									仮眠室	ダイキン FHCP80EN	1	
		日立 RCID-AP63K (RAS-AP63HVJ1)	3											
	18	パッケージエアコン												
		日立 RCID-AP80K (RAS-AP80HVJ)	4											
	19	パッケージエアコン												
		日立 PRI-AP56K (RAS-AP56HVJ1)	1											
	20	パッケージエアコン												
		日立 RCI-AP80K (RAS-AP80HVS1)	2											
	21	設備用パッケージエアコン												
		日立 RP-NP450CKVP2	1											
	22	ビル用マルチパッケージエアコン												
		日立 RPI-71K ×5室 RCI-AP90K (RAS-NP560FS2) ×1室	1											
	23	ビル用マルチパッケージエアコン												
		日立 RPI-AP140K (RAS-NP335FS2) ×2機	1											

役務関係者以外不許複製禁止

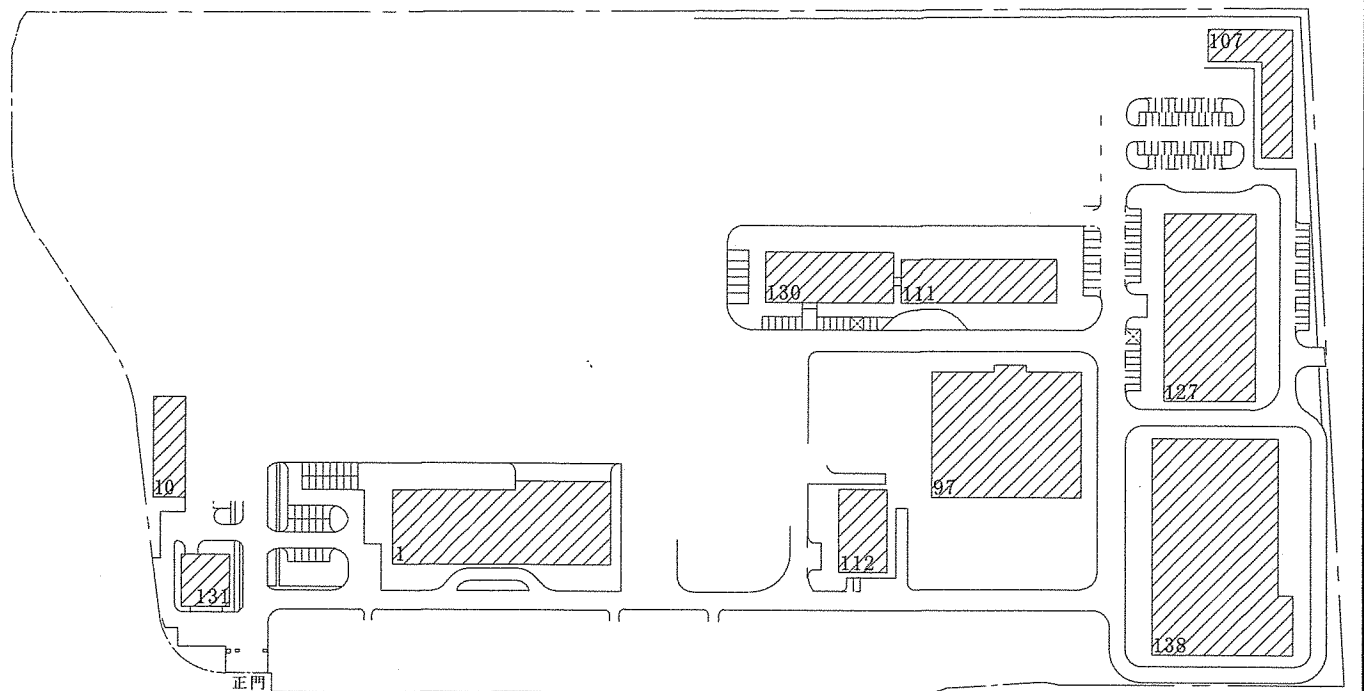
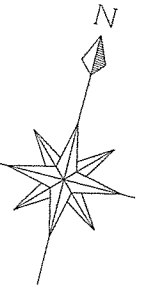
役務件名	空気調和設備点検・保守等役務		
図面名称	特記仕様書（点検・保守設備機器一覧表）	図面番号	8/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮尺	

場所	対象機器			台数	備考	場所	対象機器			台数	備考			
97号建物	1	吸収式冷凍機 川崎重工業 ΣTBS120DN6C	1		107号建物	1 機械室	ヒートポンプ空気調和機 木村工機 CAV-75ZLX/KM-DX14	1		10号建物	1	パッケージ形空気調和機 日立 RPC-AP140K(T)(RAS-AP140HV)	1	
	2	冷却塔 空研 SKB-105GR	1			2 各室	空冷ヒートポンプマルチエアコン 日立 RAS-AP670TS	1			2	パッケージ形空気調和機 日立 RPC-AP160K(T)(RAS-AP160HV)	1	
	3	渦巻きポンプ 5.5KW 荏原 80×65FS4H65.5	1			事務・検査系統	①RCID-GP22K2 × 1 台 ②RCID-GP28K2 × 2 台 ③RCID-GP36K2 × 8 台 ④RCID-GP45K2 × 1 台 ⑤RCID-GP56K2 × 2 台 ⑥RCID-GP71K2 × 1 台				3	パッケージ形空気調和機 日立 RPK-AP56K(RAS-AP56HVJ1)	1	
	4	渦巻きポンプ 11KW 荏原 100×80FS4J611	1								4	パッケージ形空気調和機 日立 RAS-LJ40W2(RAC-LJ40W2)	2	
	5	ユニット形空気調和機 新晃工業 GH-20	2								5	パッケージ形空気調和機 日立 RPK-AP50K(RAS-AP50HVJ1)	1	
	6	ユニット形空気調和機 新晃工業 GH-5	1								6	パッケージ形空気調和機 日立 RAS-NJ28W2(RAC-NJ28W2)	1	
	7	パッケージ形空気調和機 三菱 MPLZ-RP112AA(MPUZ-RP112HA)	1			診療・処置系統	①RCID-GP22K2 × 6 台 ②RCID-GP28K2 × 3 台 ③RPI-GP28K3 × 1 台 ④RCID-GP36K2 × 1 台 ⑤RCID-GP45K2 × 2 台 ⑥RCID-GP56K2 × 1 台 ⑦RCID-GP80K2 × 2 台	1			7	パッケージ形空気調和機 日立 RAS-LJ40W2(RAC-LJ40W2)	1	
	8	パッケージ形空気調和機 三菱 MPLZ-RP63AA(MPUZ-RP63HA)	1								8	パッケージ形空気調和機 日立 RPK-AP80K(RAS-AP80HVJ1)	1	
	9	パッケージ形空気調和機 PL-ZRP112EA9	1								9	パッケージ形空気調和機 日立 RAS-NJ36W2(RAC-NJ36W2)	8	
	10	パッケージ形空気調和機 三菱 MPLZ-RP40PA(MPUZ-RP40SHA)	1								10	パッケージ形空気調和機 日立 RPK-AP63K(RAS-AP63HVJ1)	2	
	11	パッケージ形空気調和機 三菱 MPLZ-RP40PA(MPUZ-RP40SHA)	1			4 各室	空冷ヒートポンプマルチエアコン 日立 RAS-AP400TSX	1			11	パッケージ形空気調和機 ダイキン F633ATCV-W	1	
	12	パッケージ形空気調和機 PD-RP112GA17	1			病室系統	①RCID-GP22K2 × 1 台 ②RCID-GP36K2 × 5 台 ③RCID-GP45K2 × 1 台							
	13	パッケージ形空気調和機 三菱 MPE-RP160CA(MPUH-P160HA)	1											
	14	パッケージ形空気調和機 三菱 MPE-RP112CA(MPUH-P112HA)	1											
	15	パッケージ形空気調和機 三菱 MPE-RP140CA(MPUH-P140HA)	1			5 当直室	空冷ヒートポンプエアコン 日立 RCID-GP56RSH8	1						
	16	パッケージ形空気調和機 三菱 MPE-RP112CA(MPUH-P112HA)	1			6 事務室	集中リモコン 日立 PSC-A64GT4	1						
	17	パッケージ形空気調和機 三菱 MPE-RP160CA(MPUH-P160HA)	1											
	18	パッケージ形空気調和機 三菱 MPE-RP112CA(MPUH-P112HA)	1											
	19	全熱交換器(レゴターム) ユニット 日本フレクト PABA-150	1											

※ 97号建物は冷房保守のみ実施

役務関係者以外不許複製禁止

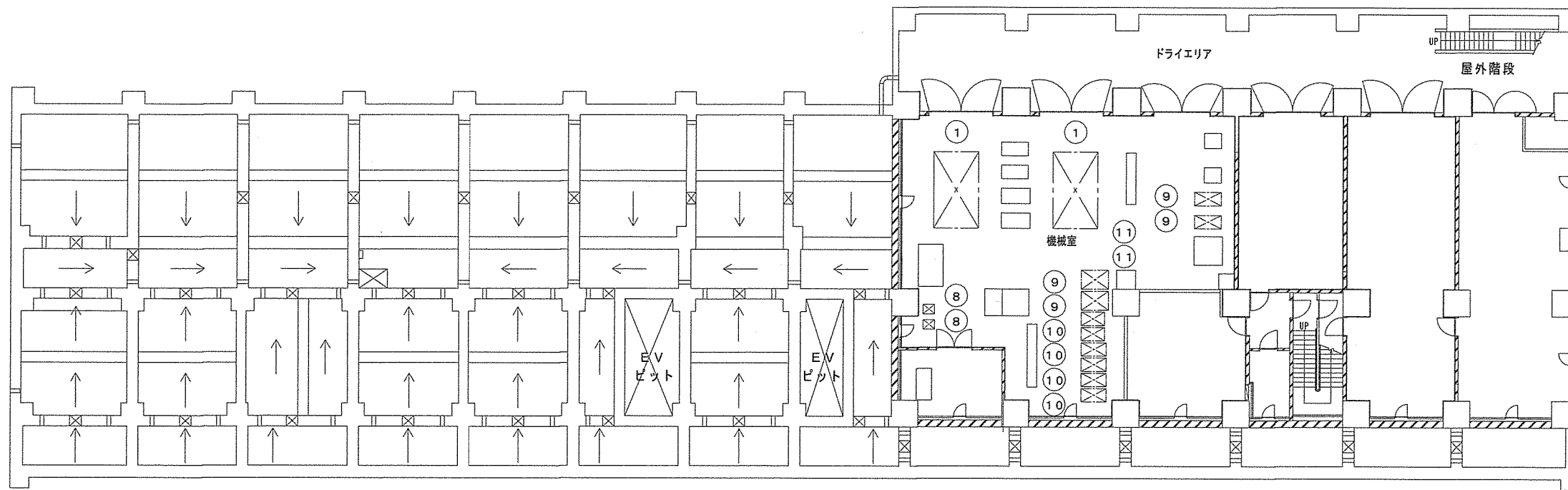
役務件名	空気調和設備点検・保守等役務		
図面名称	特記仕様書（点検・保守設備機器一覧表）	図面番号	9/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	



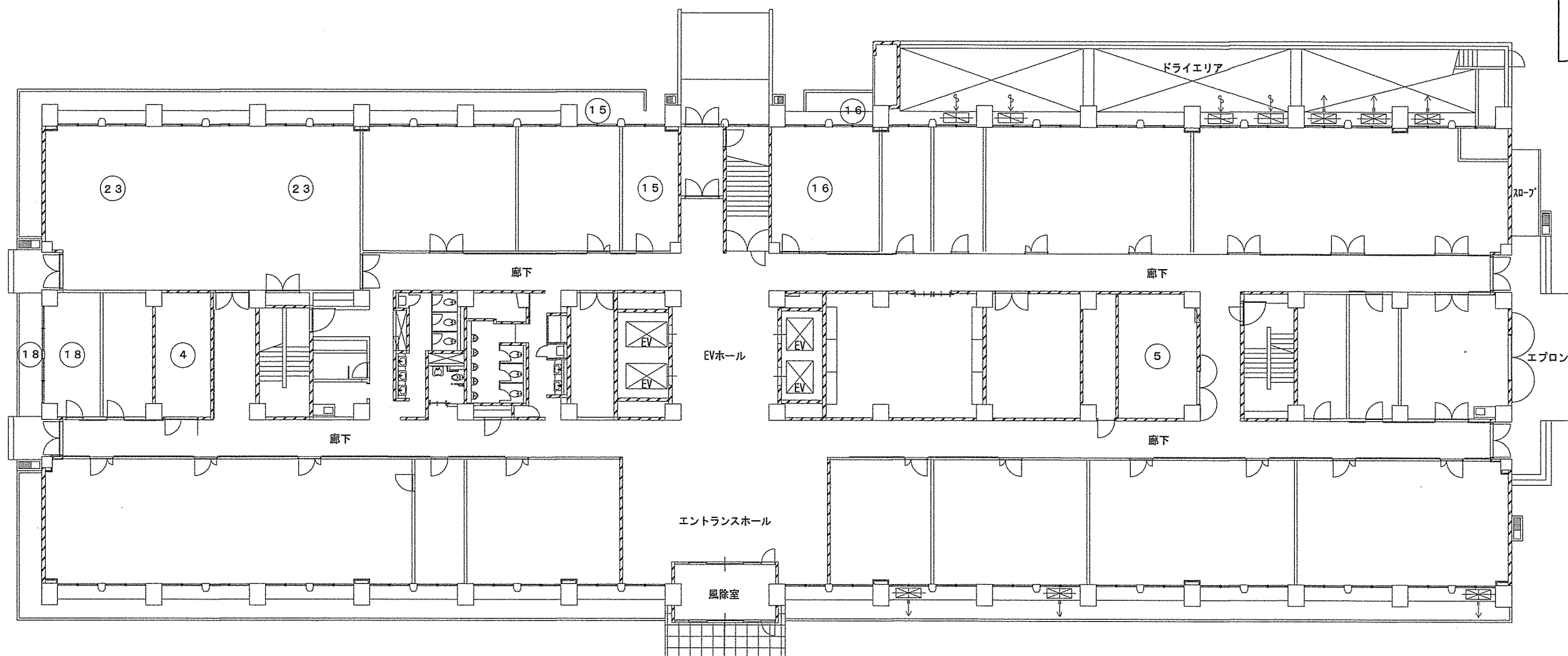
凡 例
■・・・役務対象施設

役務関係者以外不許複製禁止

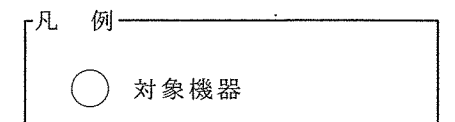
役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	案内図・配置図	図面番号	10/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	S=N/S



地階平面図

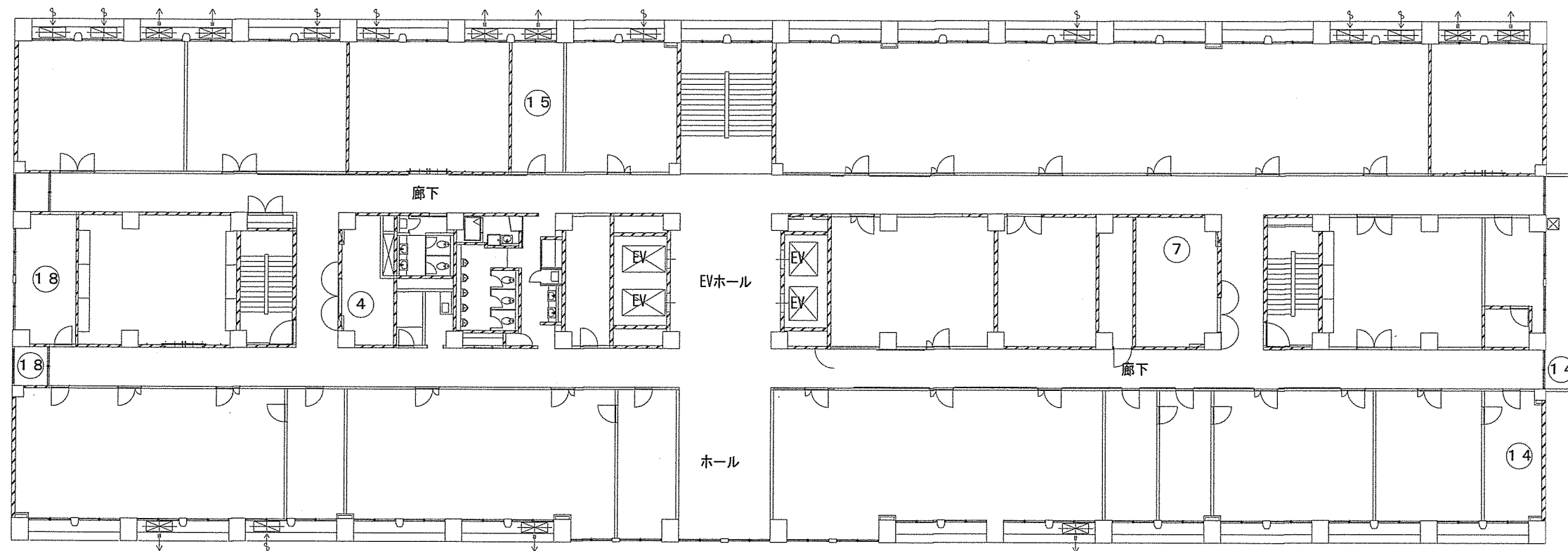


1階平面図

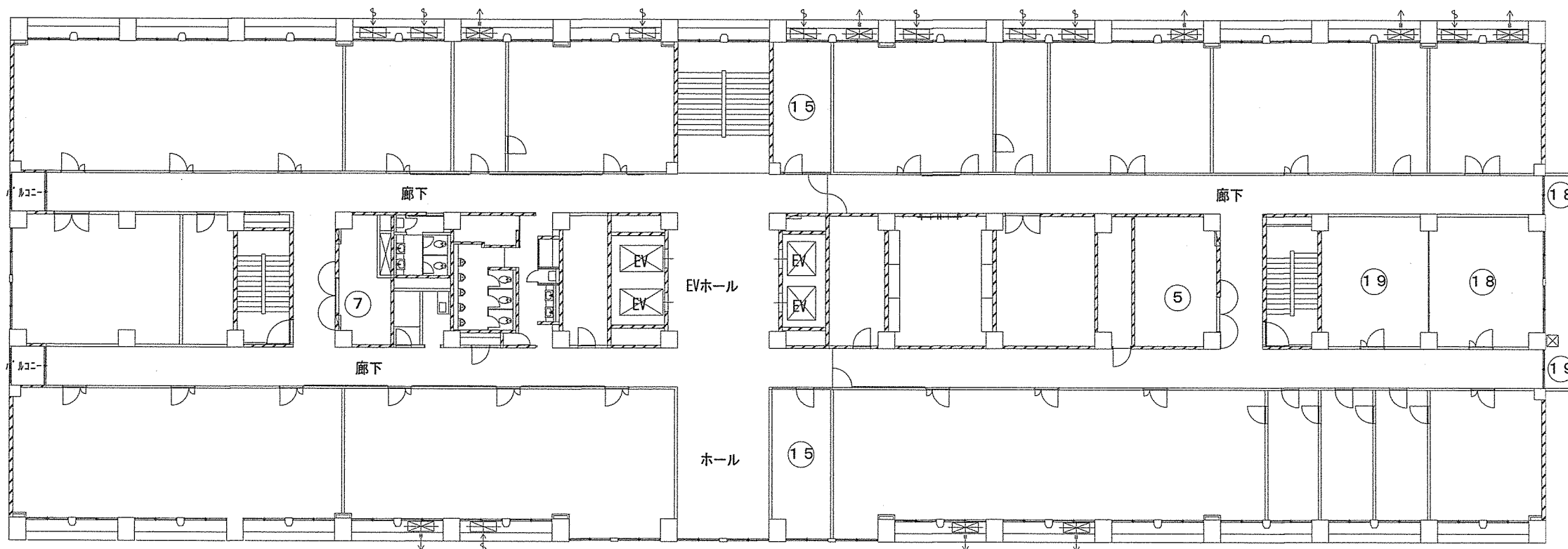


役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	1号庁舎機器配置図	図面番号	1 1 / 2 2
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	1/400



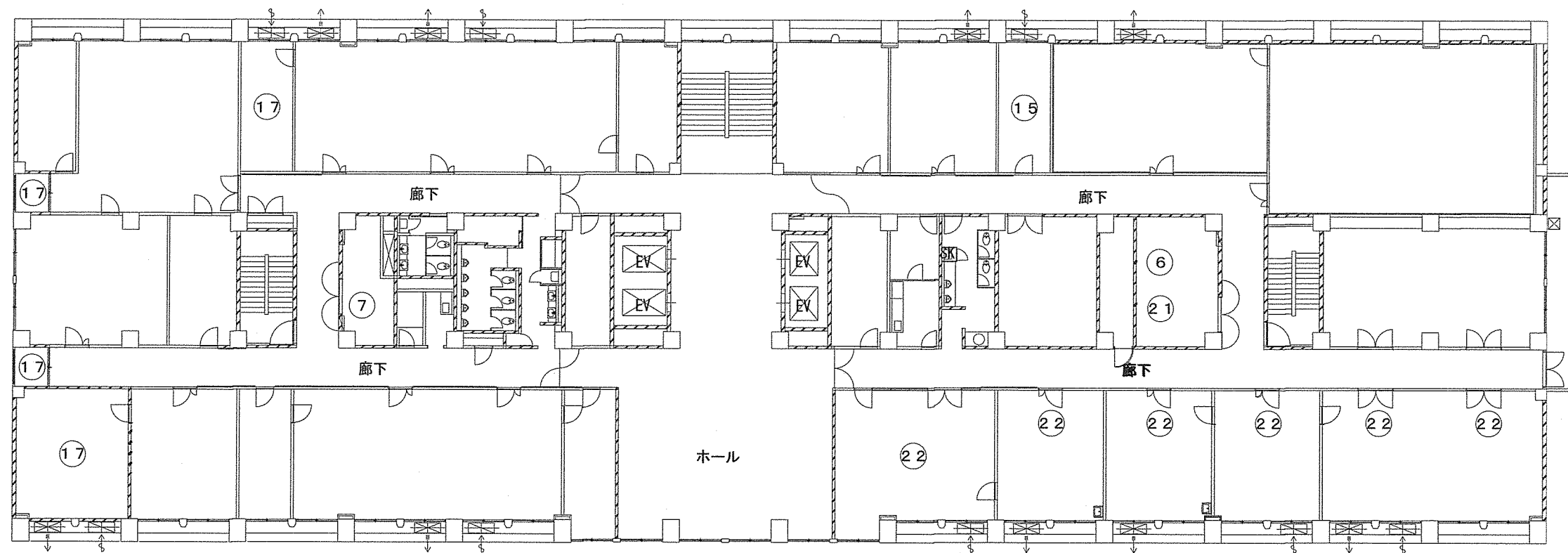
4階平面図



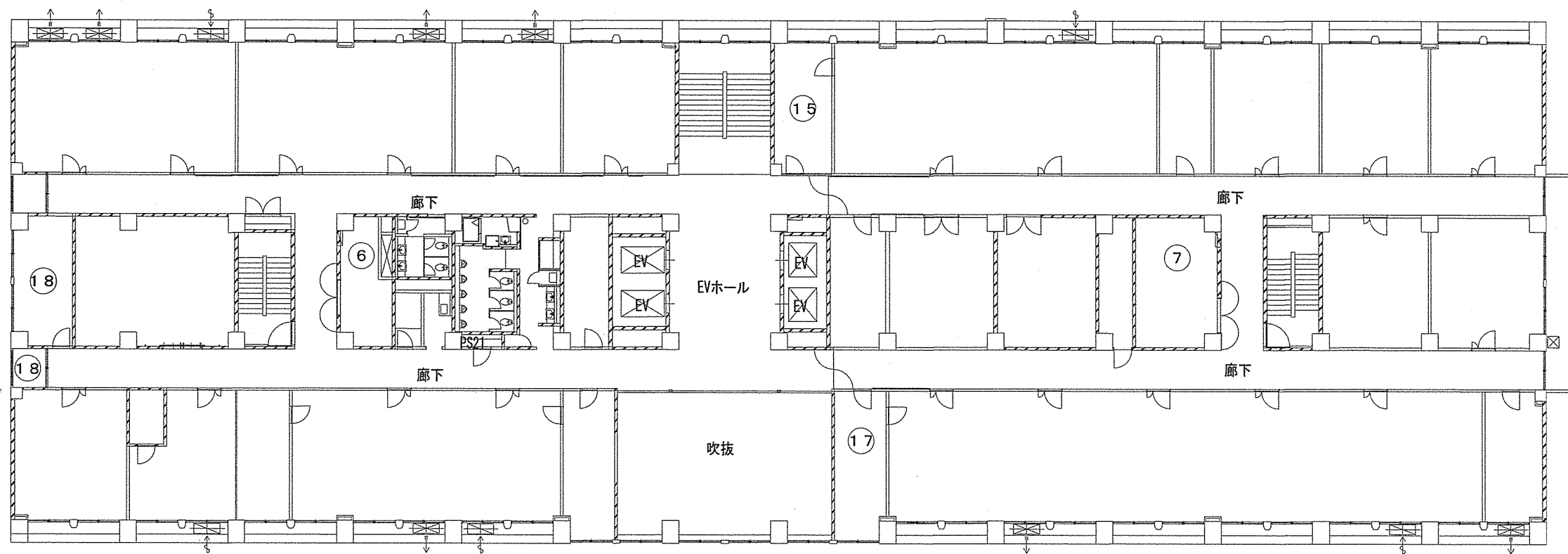
5階平面図

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	1号庁舎機器配置図	図面番号	13/22
		縮尺	1/400



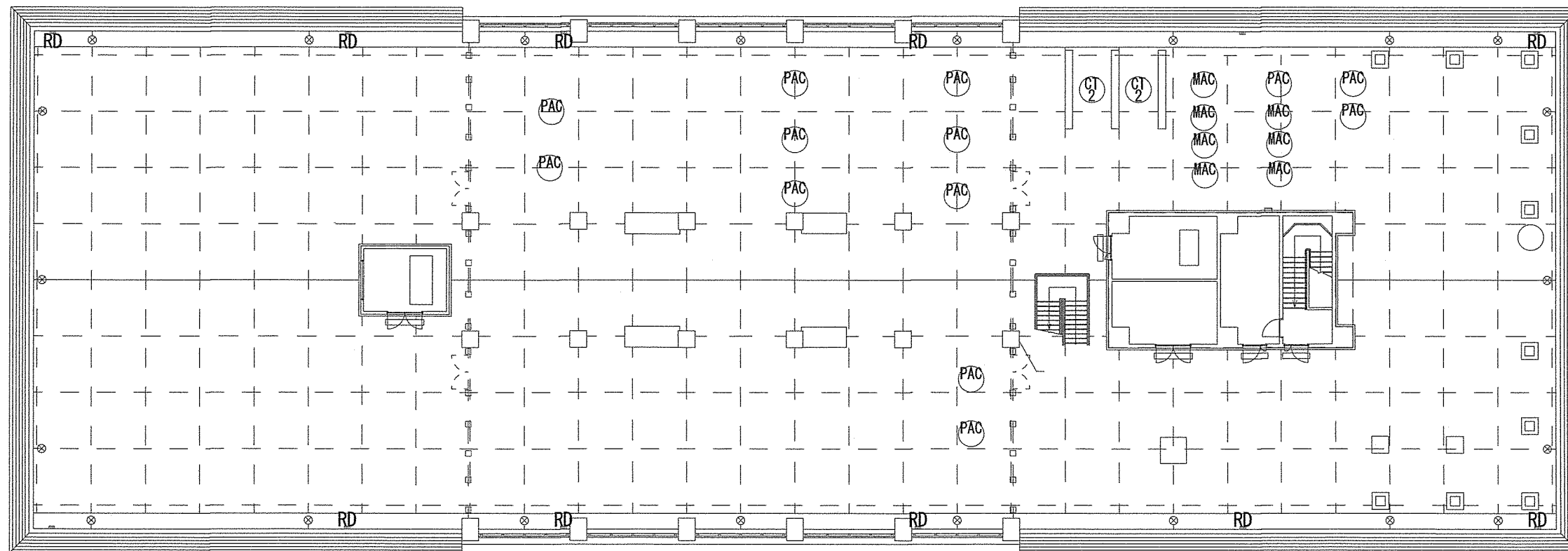
6階平面図



7階平面図

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	1号庁舎機器配置図	図面番号	14/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮尺	1/400

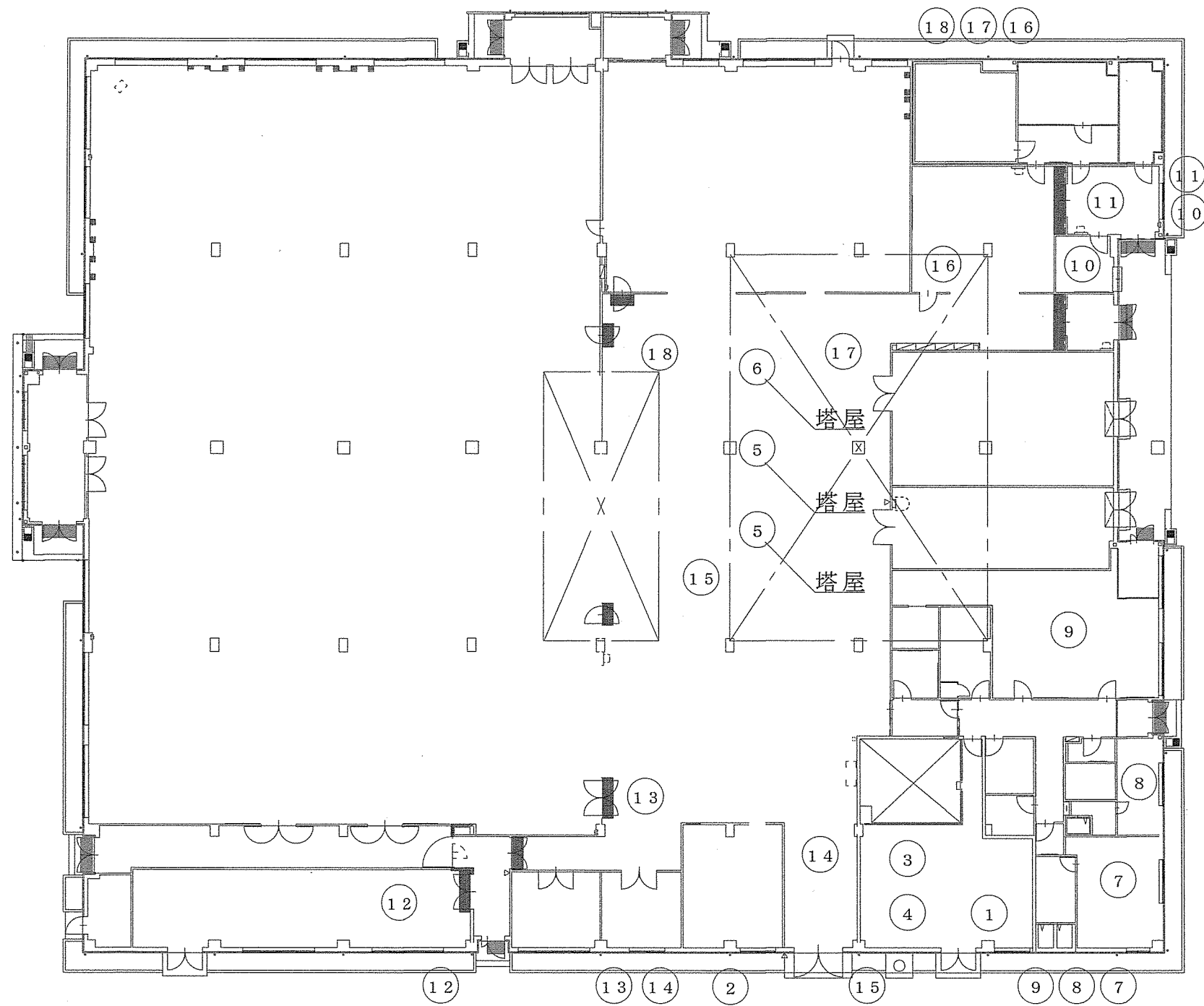
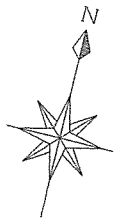


R F 階 平 面 図

各建物各階機器配置図凡例
 対象機器

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	1号庁舎機器配置図	図面番号	15/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	1/400



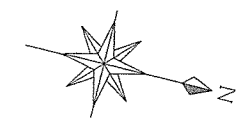
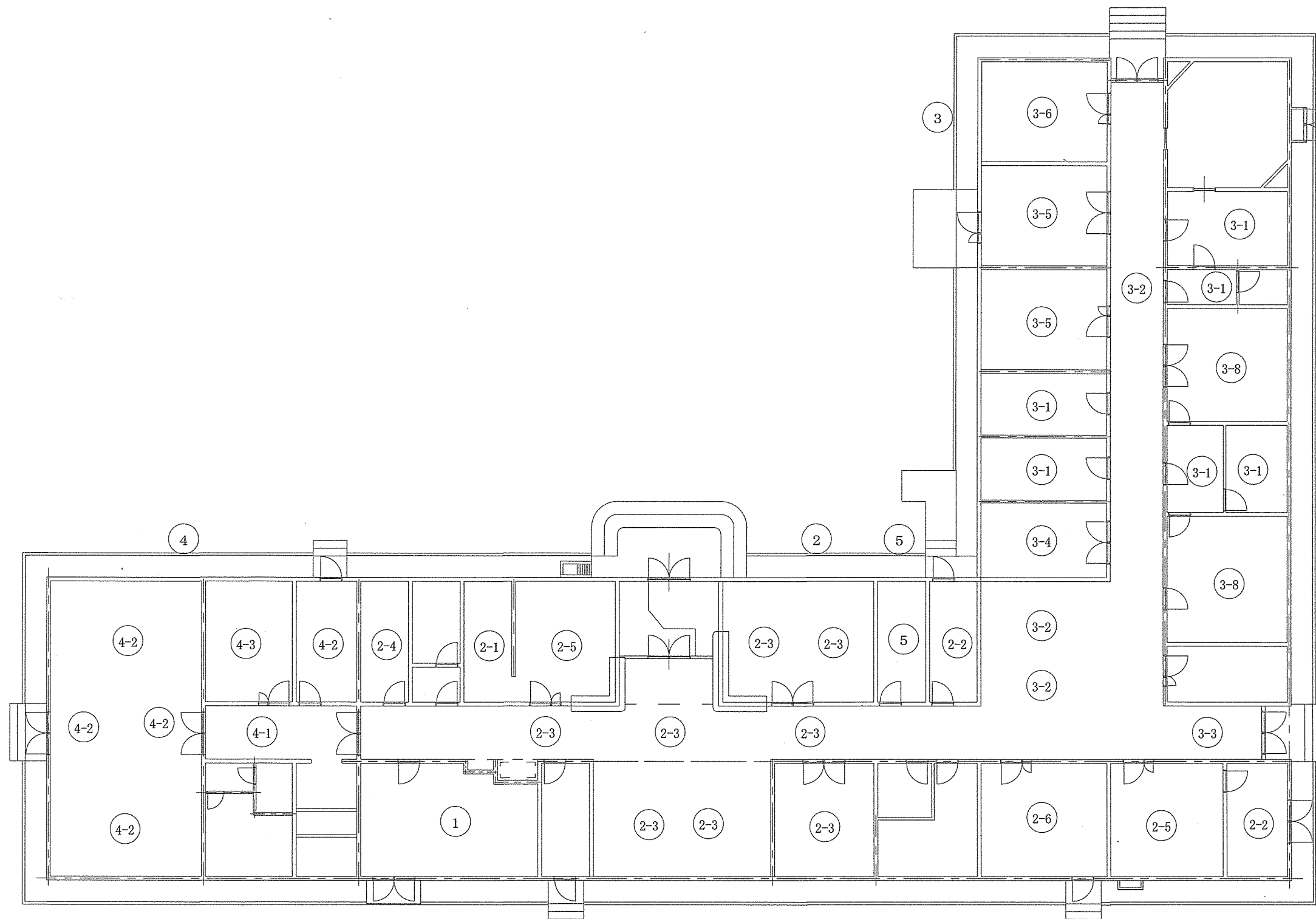
1階平面図

各建物各階機器配置図凡例

対象機器

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	97号建物機器配置図	図面番号	16/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮尺	1/400



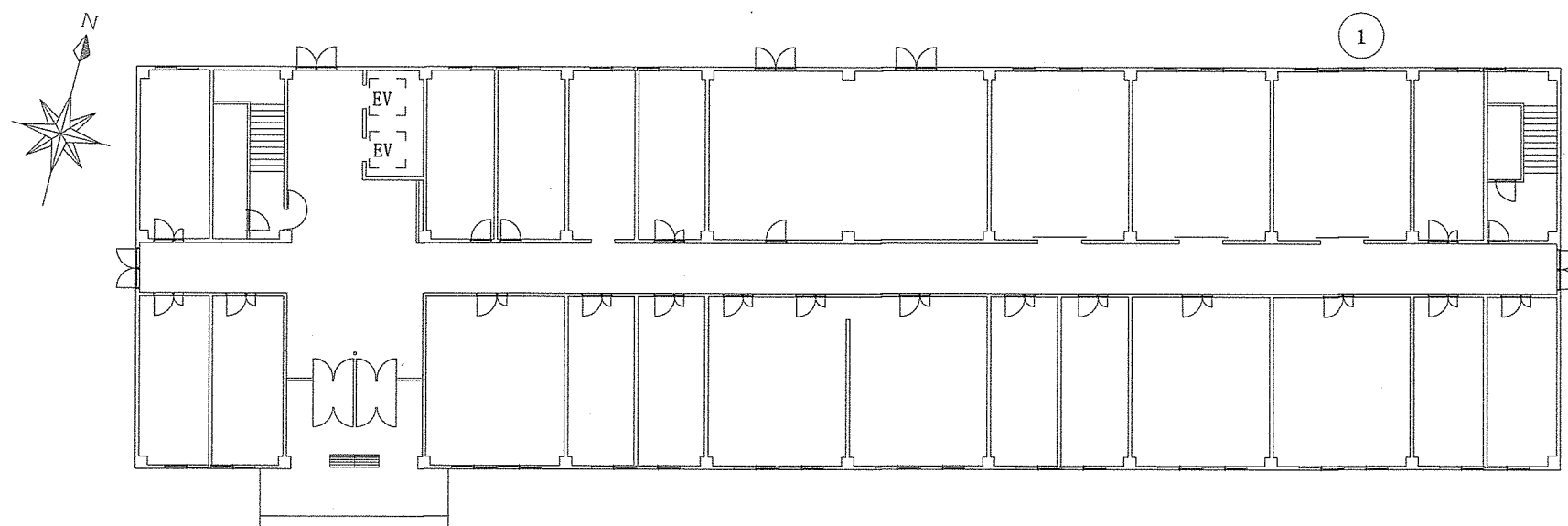
平面図

各建物各階機器配置図凡例

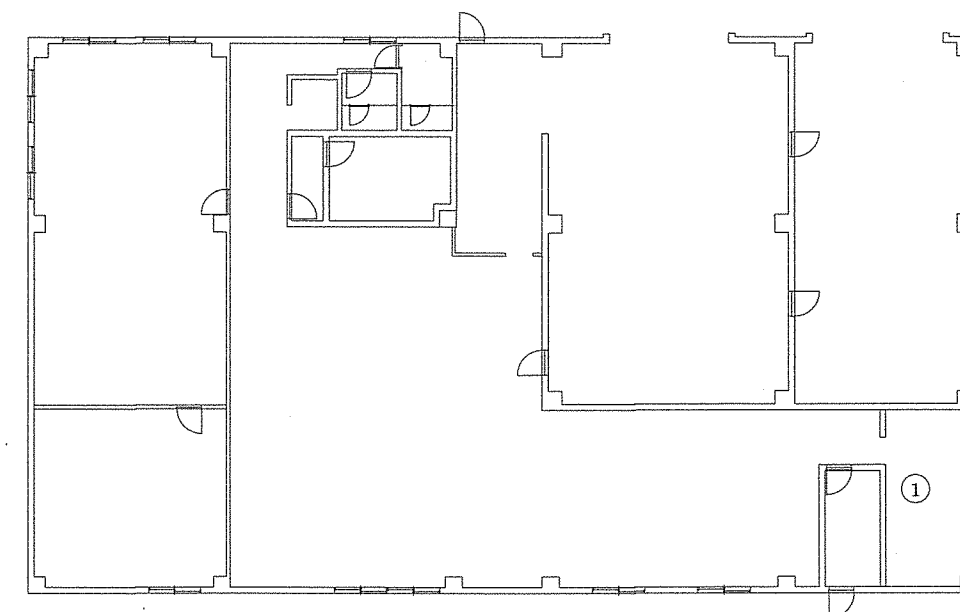
- 対象機器
- 保守機器一覧表番号

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検・保守等役務		
図面名称	107号建物機器配置図	図面番号	1 7 / 2 2
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	1/250



111号建物1階平面図 S=1/400



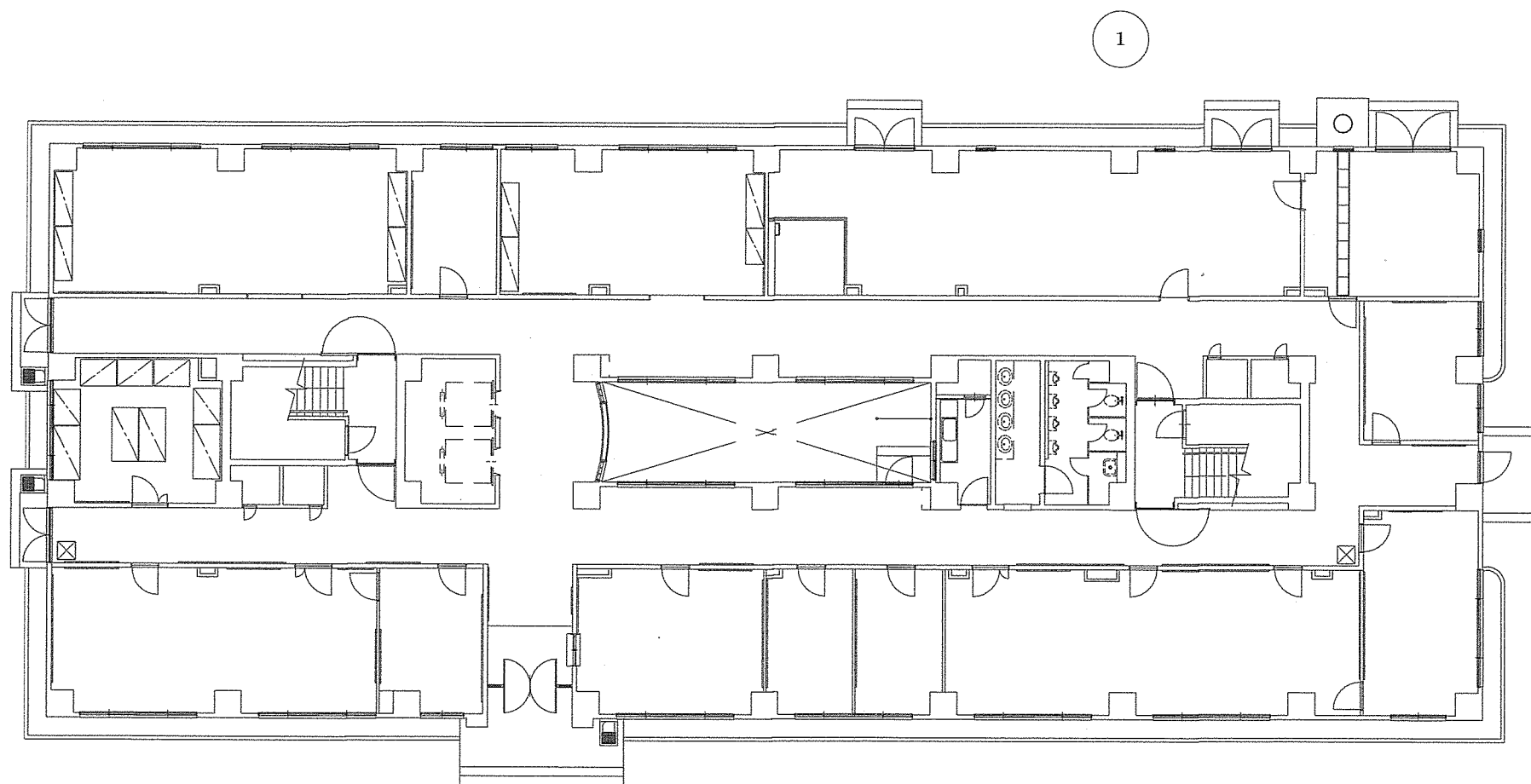
112号建物1階平面図 S=1/350

各建物各階機器配置図凡例

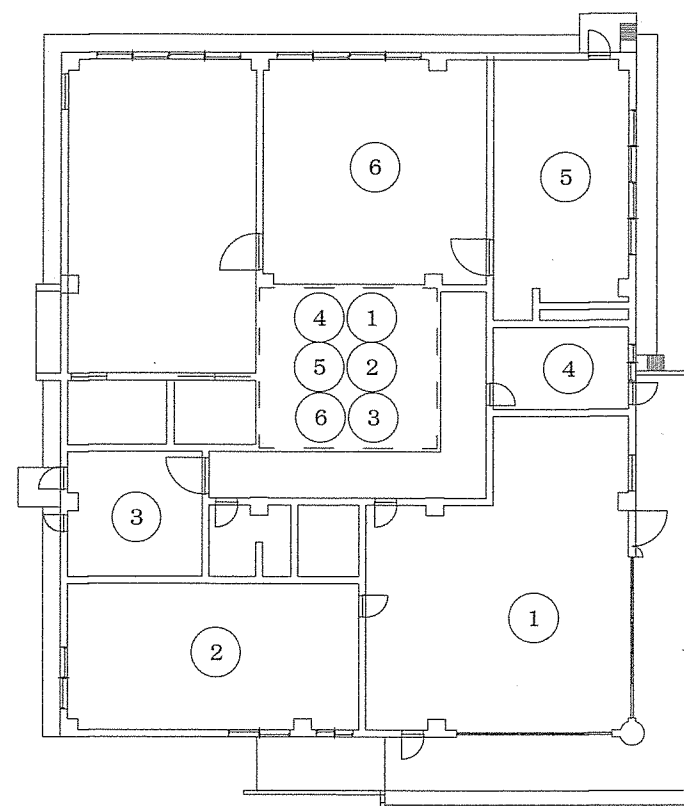
 対象機器
 保守機器一覧表番号

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検・保守等役務		
図面名称	111, 112建物機器配置図	図面番号	18/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	図示のとおり



130号建物1階平面図



131号建物1階平面図

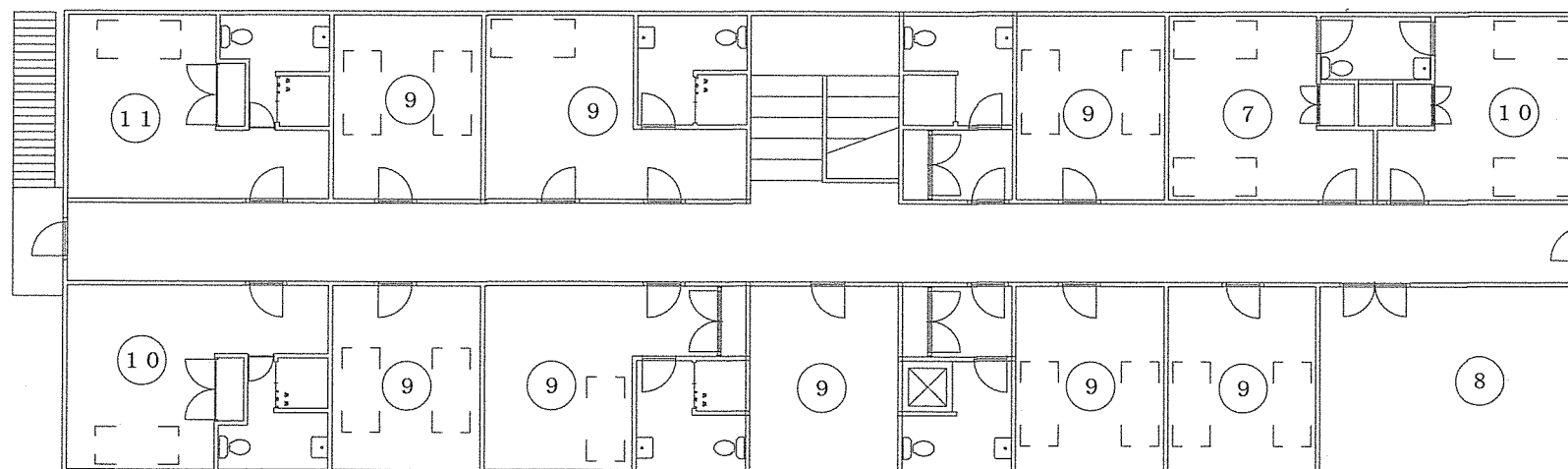
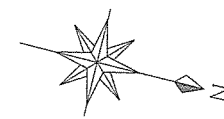
凡例
-- 内は、屋上部分に設置

各建物各階機器配置図凡例

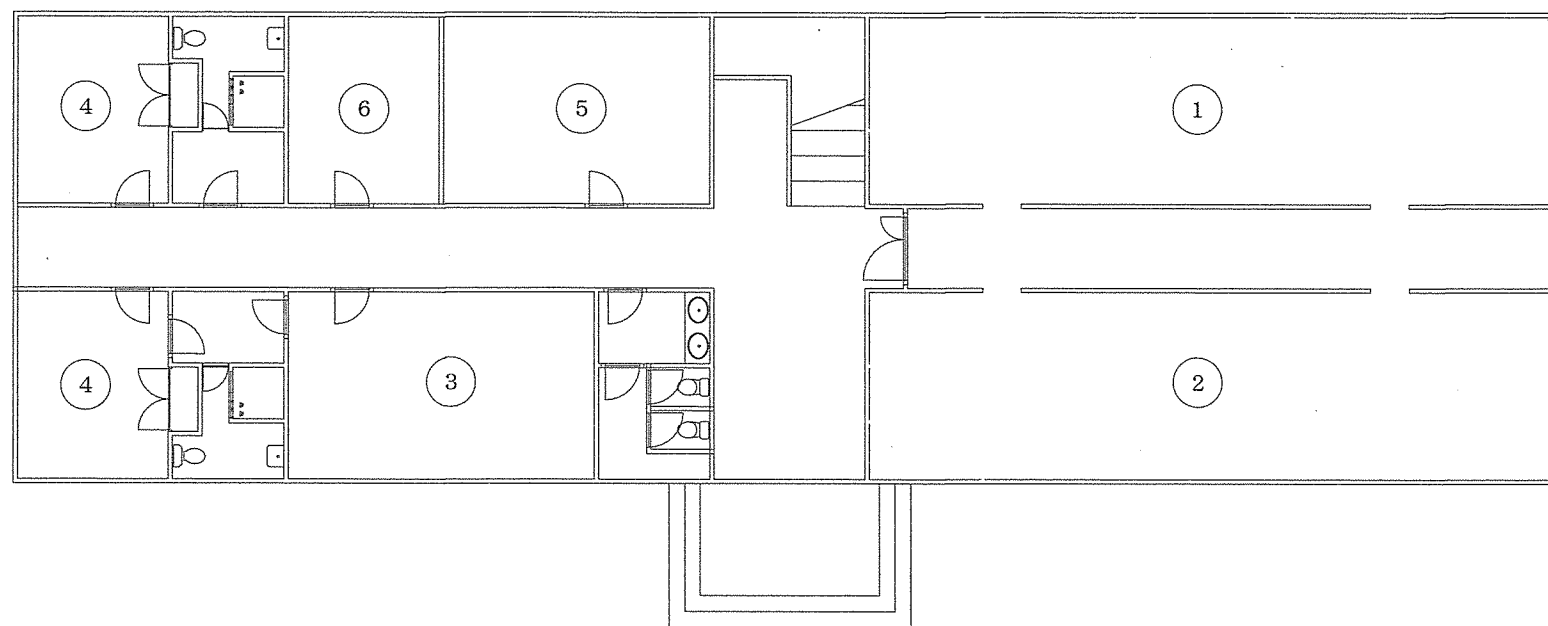
対象機器
保守機器一覧表番号

役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検・保守等役務	図面番号	19/22
図面名称	130, 131号建物機器配置図	縮 尺	1/300
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊			



2 階平面図



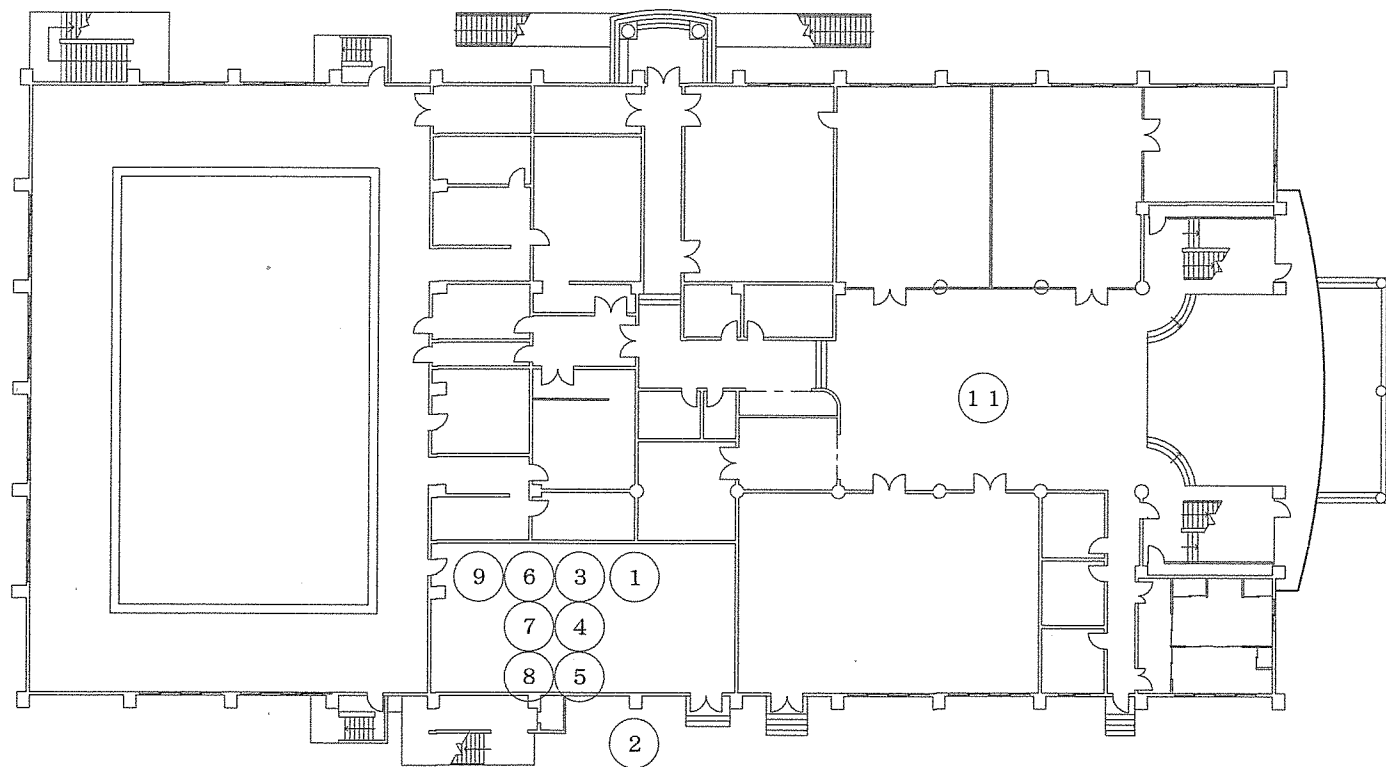
1 階平面図

各建物各階機器配置図凡例

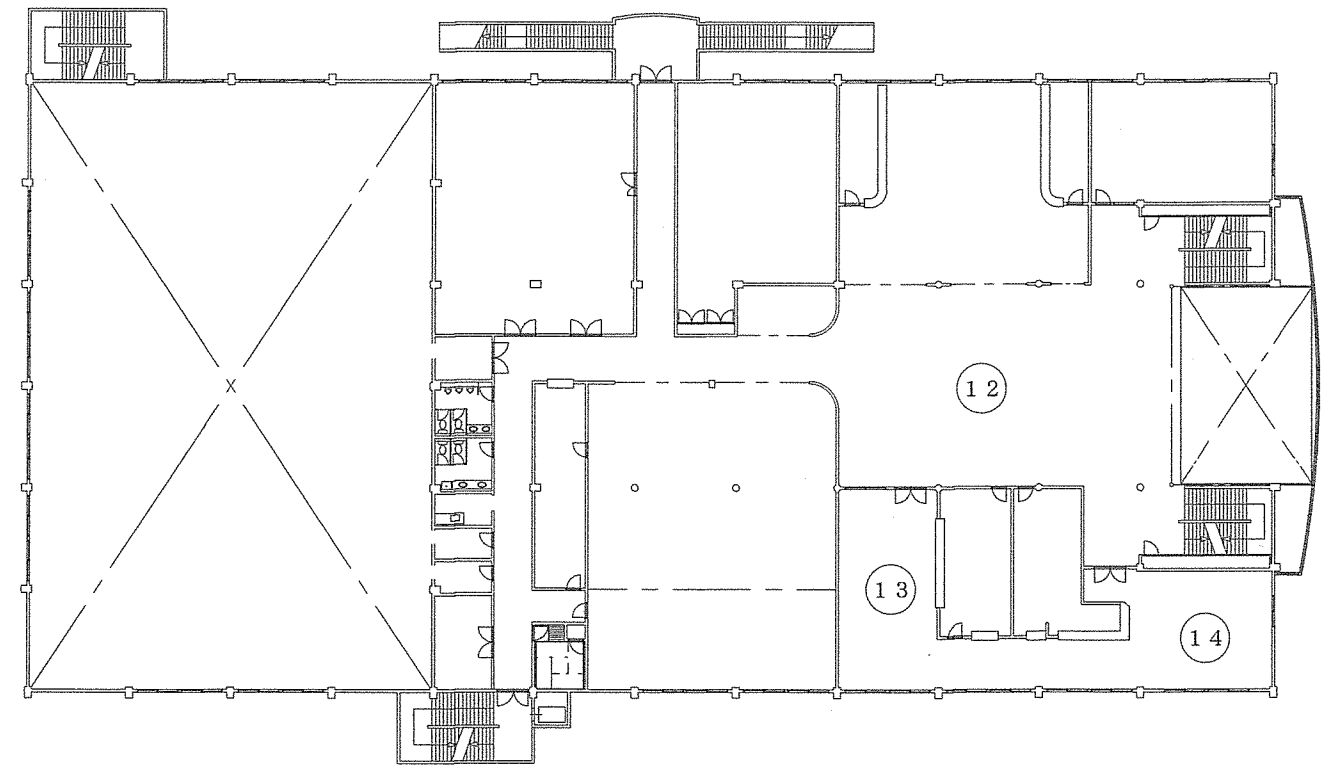
- 対象機器
保守機器一覧表番号

役務関係者以外不許複製禁止

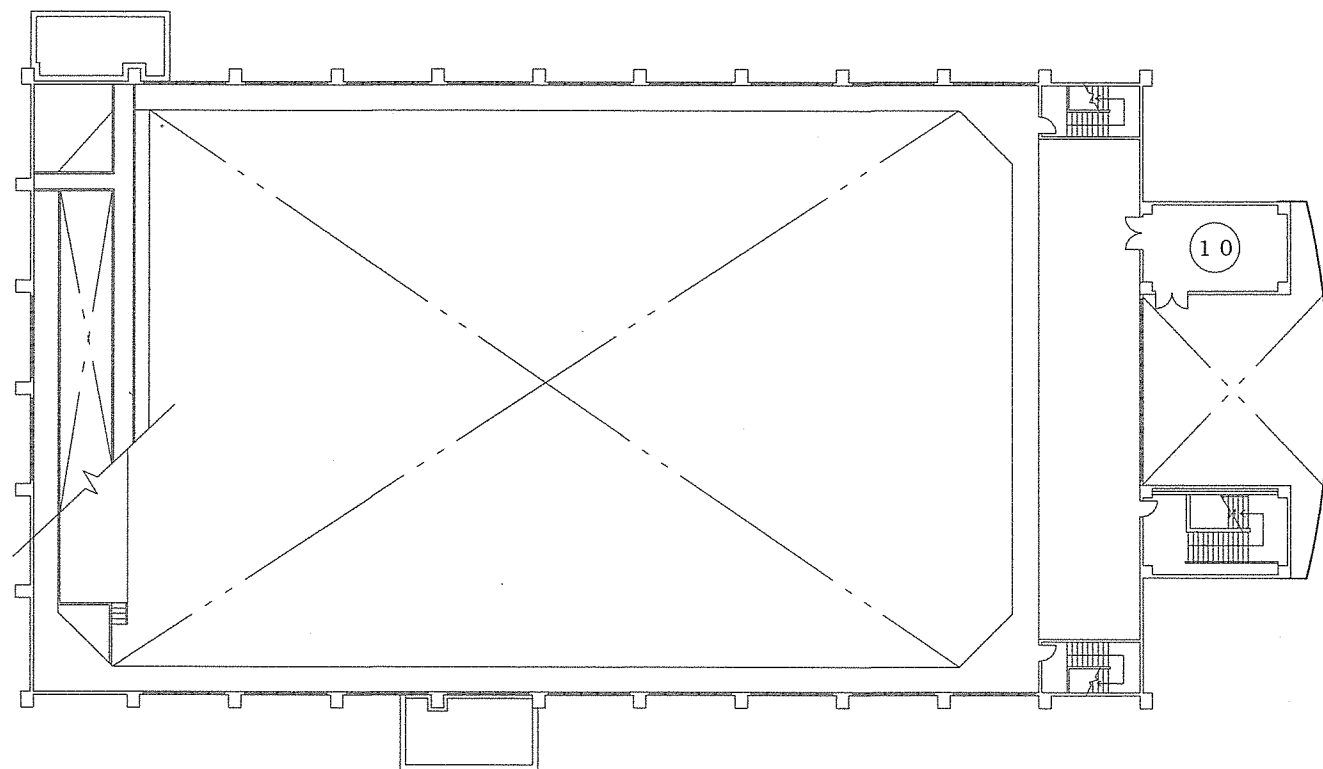
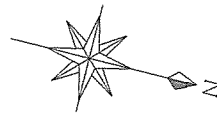
役務件名	空気調和設備点検・保守等役務		
図面名称	10号建物機器配置図	図面番号	20/22
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	1/250



1 階 平 面 図



2 階 平 面 図



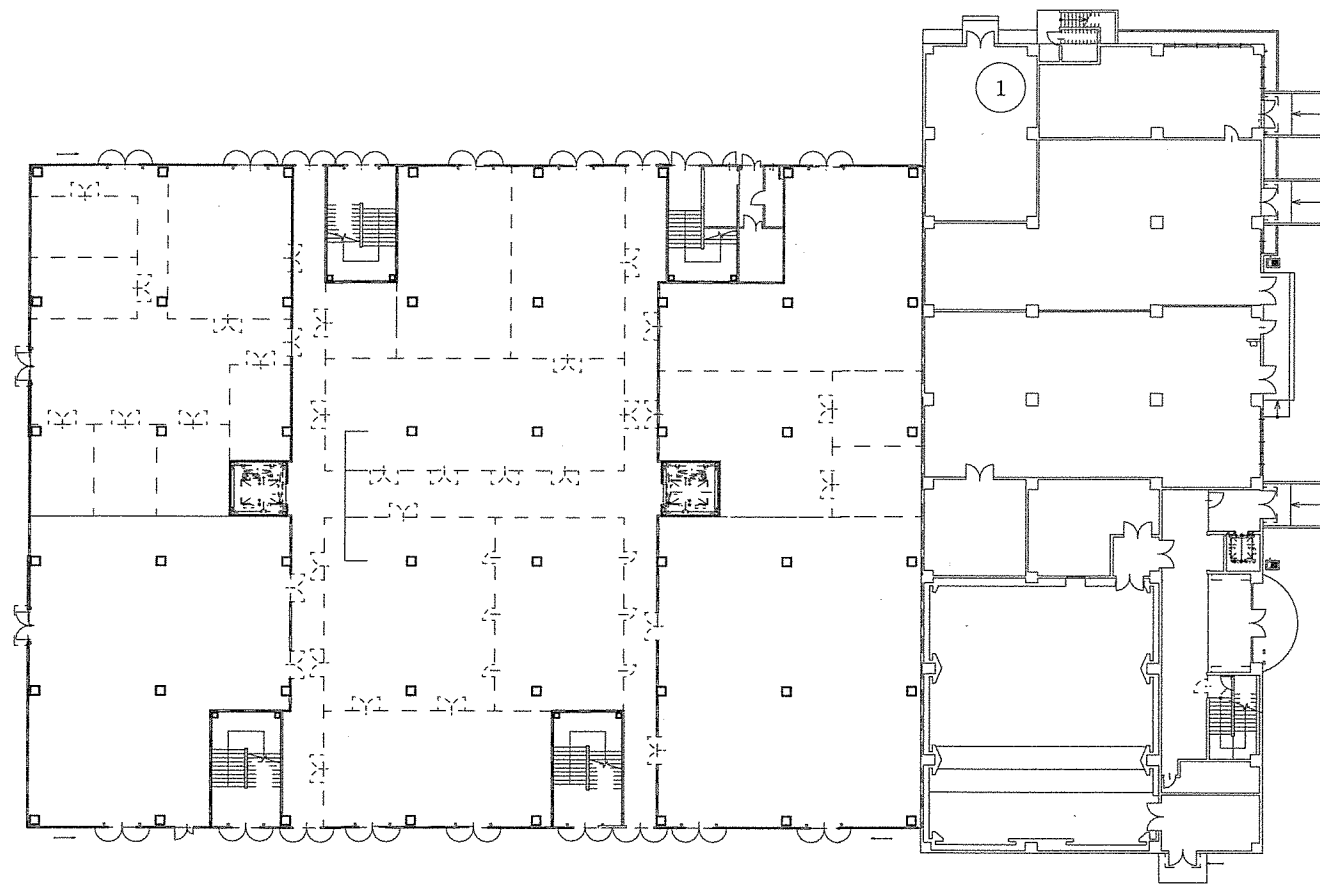
4 階 平 面 図

各建物各階機器配置図凡例

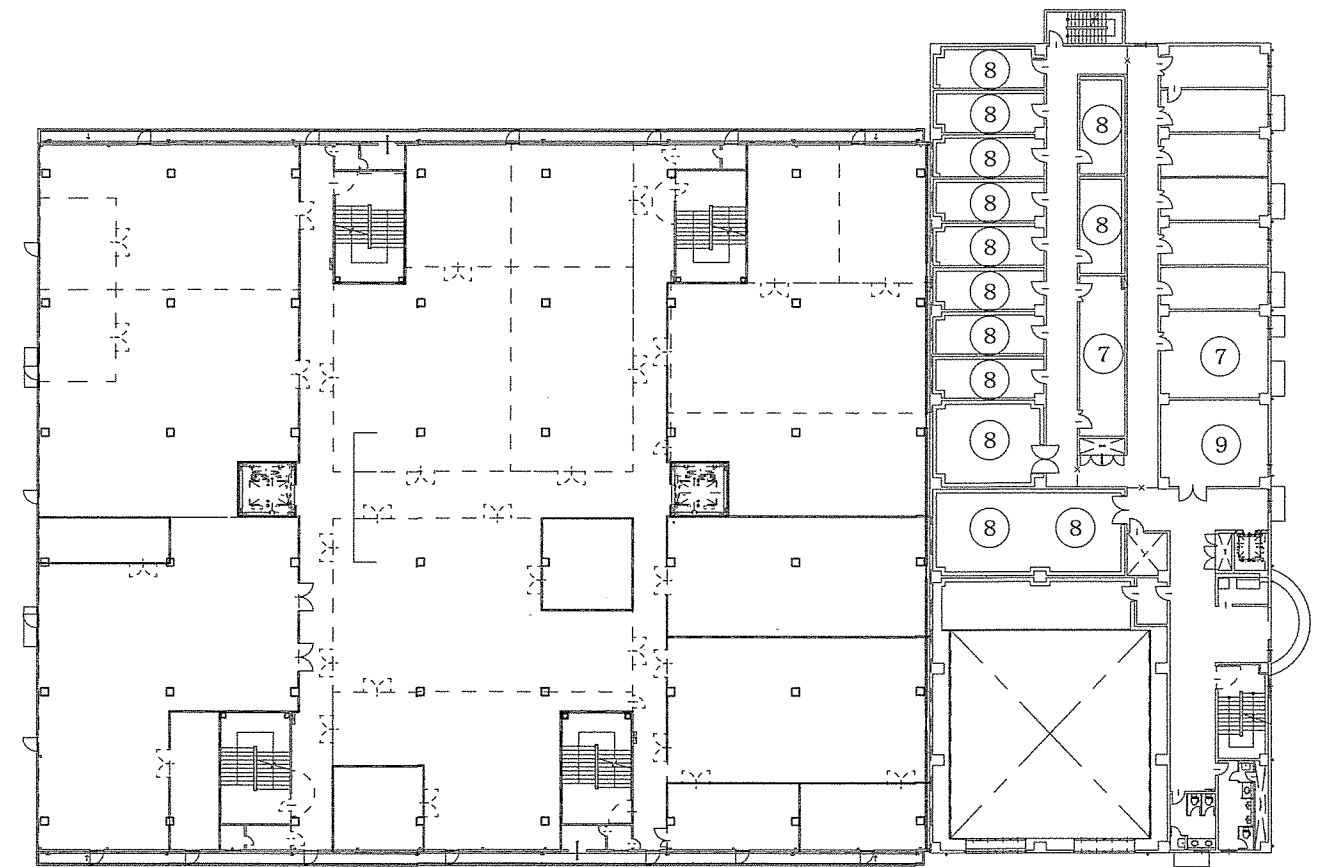
- 対象機器
- 保守機器一覧表番号

役務関係者以外不許複製禁止

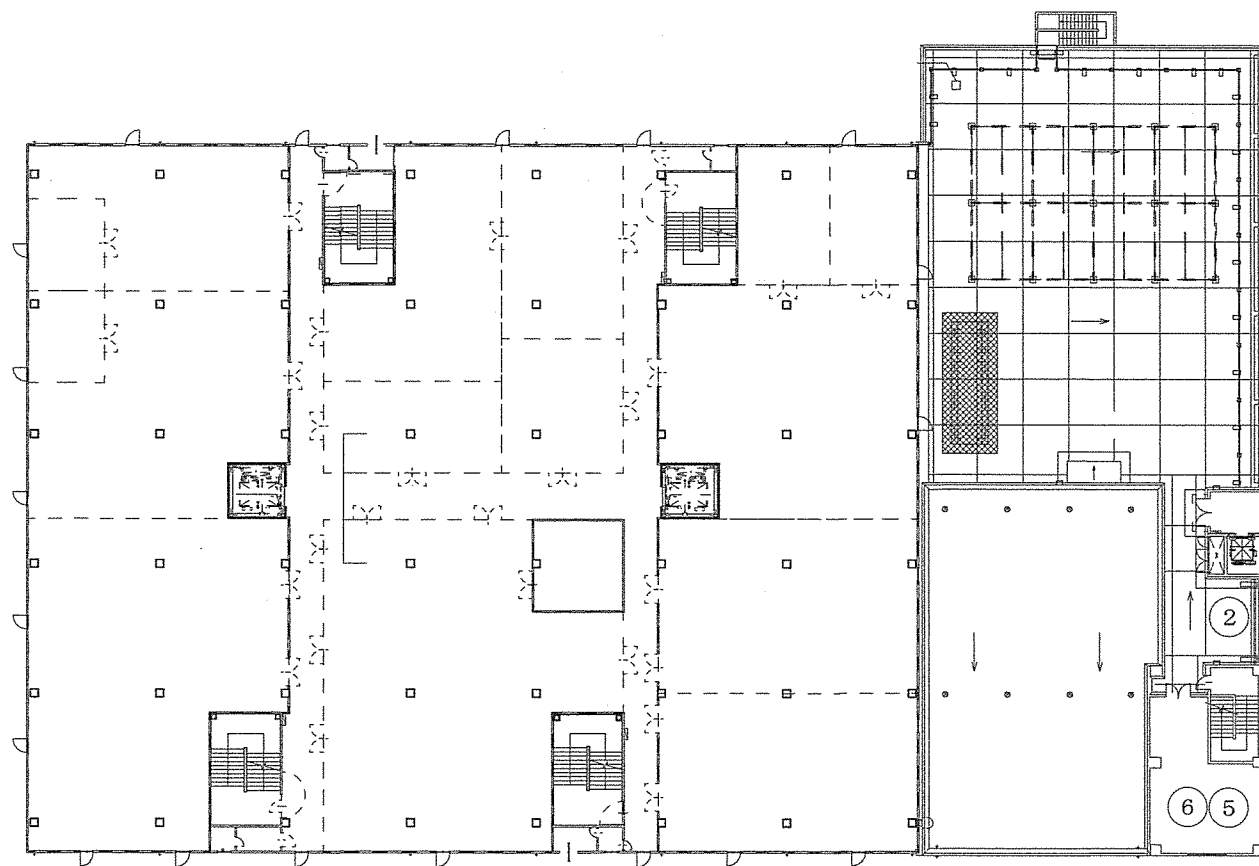
役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	127号建物機器配置図	図面番号	2 1 / 2 2
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	1/600



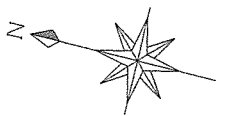
1階平面図



2階平面図



3階平面図



役務関係者以外不許複製禁止

役務件名	空気調和設備点検保守等役務		
図面名称	138号建物機器配置図	図面番号	2 2 / 2 2
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊		縮 尺	1/700